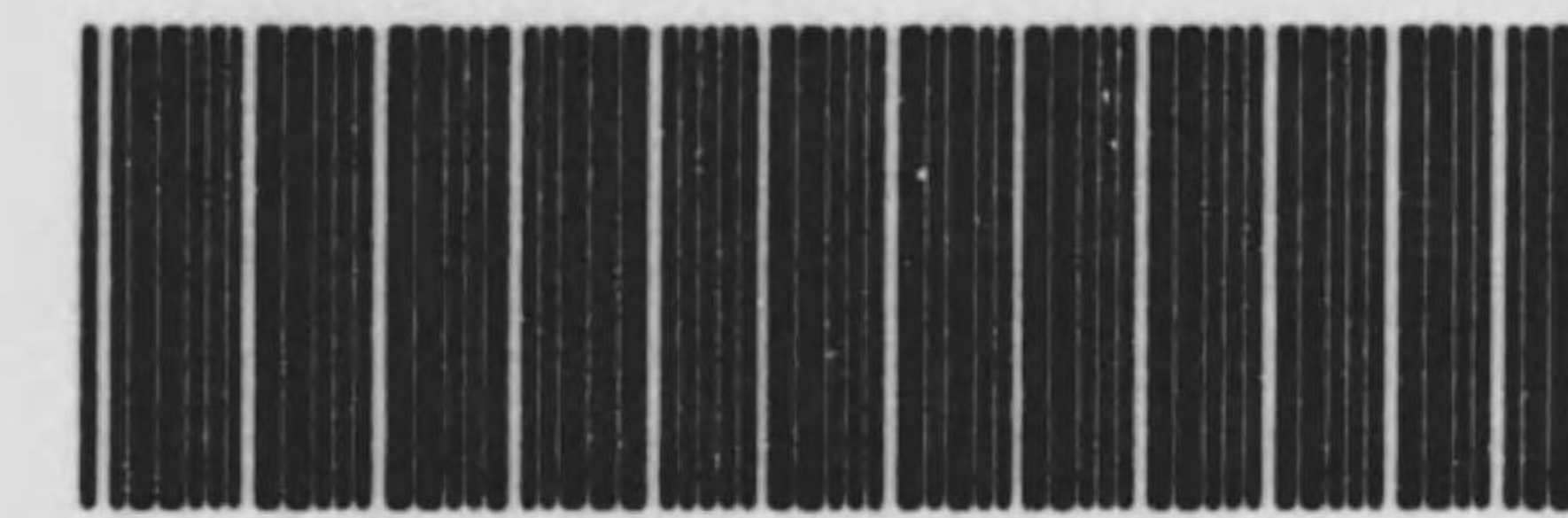


788  
303



\* 0 0 2 3 0 4 0 0 0 0 \*

0023040-000

788-303

経済新体制の指標

朝日新聞社政経部・編

朝日新聞社

昭和16

ADD



新濟新體  
の  
指 標

788

303

朝日新聞政經部編



納

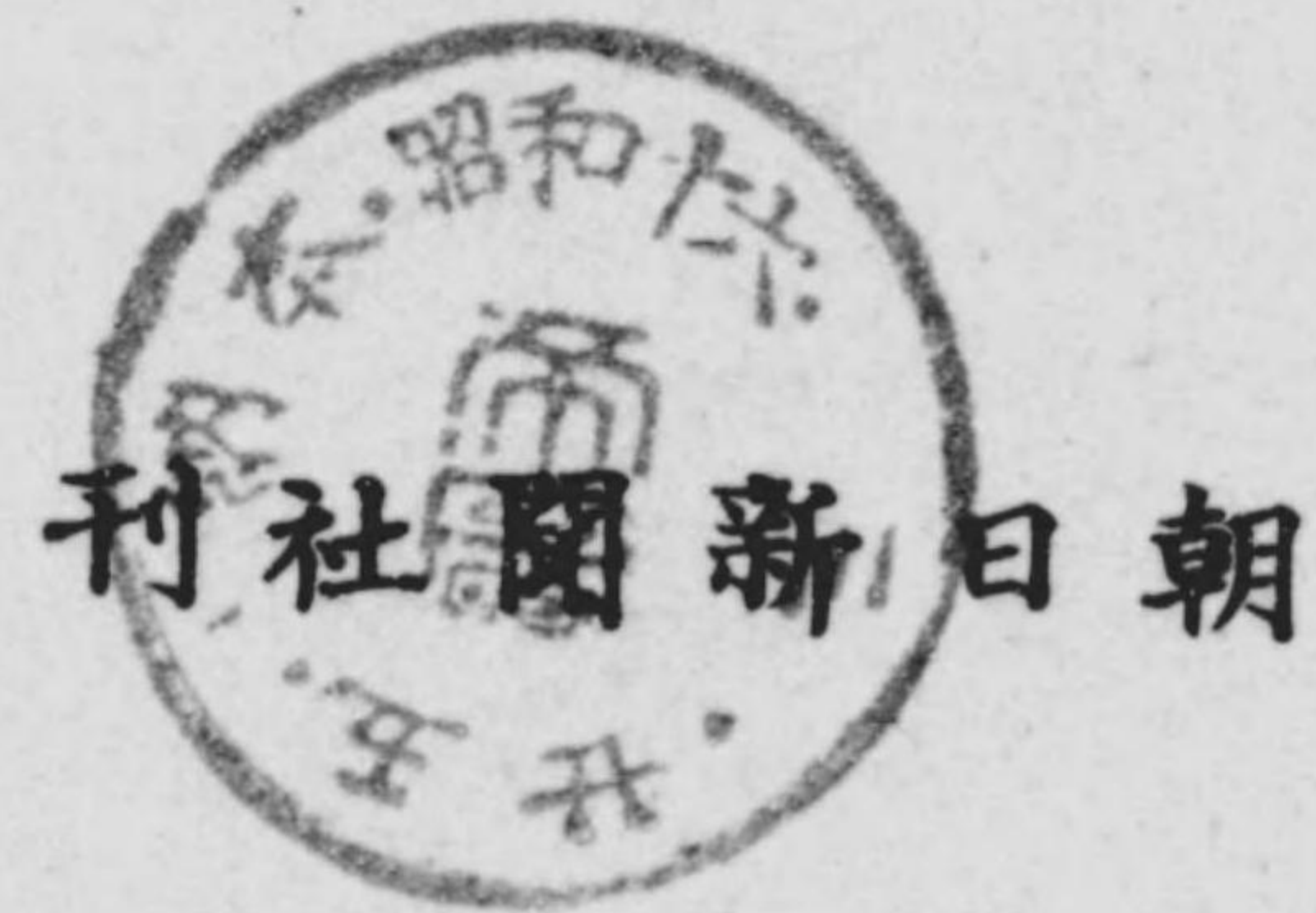
本

130



朝日新聞社政經部編

經濟新體の指標





朝日新聞社政經部編

經濟新體制の指標



朝日新聞社刊



788  
303

緒言

東亞共榮の經濟は、その中心をなす皇國日本の經濟新體制によつて性格づけられる。しからば、日本の經濟新體制とは何ぞや？。幾多の改革のプランをめぐつて、打ち固められつゝある具體的な容貌のうち、如實に抽きいだす事のできる指標を、茲に平易に現象の面より解説し、敢へて公益一貫の指針の書として上梓した次第である。

昭和十六年二月下浣

朝日新聞社



目次

第一章 經濟新體制の必然性

第一 經濟新體制の重要性

第二 經濟新體制は時艱克服の鍵

第三 經濟新體制確立に對する國民の協力

第四 經濟新體制の消極的意義と積極的意義

第五 經濟新體制の不可避性

第六 對外危機と國內危機

第七 對英米戰爭の危機

第八 國內の經濟的危機

第九 危機切掛けの方向

第十 經濟新體制の歴史的必然性

第十一 經濟新體制の世界史的必然性

第十二 經濟新體制の昭和維新的性格

第十三 新體制確立の苦しみと喜び

第二章 經濟新體制確立要綱決定の経緯

第一 經濟新體制をめぐる革新、現状維持の兩勢力

第二 革新、現状維持兩勢力の妥協

第一 企畫院原案の革新的要素

第二 問題となつた諸點

第三 革新、現状維持兩勢力の攻防

第四 兩勢力攻防の鳥瞰

第五 財界の企畫院案攻撃

第六 現状維持派に對する軍の反擊

第七 經濟關係懇談會案の性格

第八 企畫院案の骨抜き

第九 軍部及び大政翼賛會の再修正意見

第十 經濟新體制確立要綱の成立

第十一 要綱に表れた妥協點

第十二 要綱の具體化が問題

第三章 經濟新體制確立要綱の内容

第一 決定案の内容

第二 綜合的計畫經濟

第三 綜合的計畫經濟の意義

第四 綜合的計畫經濟に對する批判

第五 わが國に於ける計畫經濟の特殊條件

第六 企業體制の確立

第七 經營と資本の分離



二、利潤本位より生産本位へ……………一七〇

三、報償制度の意義と内容……………一七一

第四 産業統制機構の再編成……………一七二

一、經濟團體の整備……………一七三

二、指導者原理の必要……………一七四

三、中小企業の再編成……………一七五

第五、他の新體制との關係……………一七六

一、官界新體制との關係……………一七六

二、他の産業新體制との關係……………一七七

第四章 經濟團體の諸案……………一七八

第一 諸案の共通點……………一七八

第二 中央物價統制協力會議案……………一七九

第三 重要産業統制團體懇談會案……………一八〇

第四 日本商工會議所案……………一八一

第五 工業組合統制協議會案……………一八二

第五章 經濟新體制の今後と國民の覺悟……………一八三

第一 轉換期に於ける政治と經濟の關係……………一八三

一、經濟は政治目的に従ふ……………一八四

二、上からの指導と下からの協力……………一八五

三、強い政治力の必要……………一八六

四、國家總動員法の改正と經濟團體再編成……………一九九

第二 國民の心構へと經濟倫理……………二〇〇

一、公益優先の考へ方……………二〇一

二、職場と家庭の個人生活……………二〇二

三、經濟組織の倫理……………二〇三

附 録……………二〇四

一、基本國策要綱……………二〇五

一、中央物價統制協力會議案……………二〇六

一、重要産業統制團體懇談會案……………二〇七

一、日本商工會議所案……………二〇八

一、經濟七團體の意見書……………二〇九

一、工業組合中央統制協議會案……………二一〇



第一章  
經濟新體制の必然性



## 第一、經濟新體制の重要性

### 經濟新體制は時艱克服の鍵

東條陸相は、本年一月四日の御用初めに當り、省内の全將校を集めて年頭の訓示を行つたが、その訓示の中で、「紀元二千六百年における内外の情勢を遠觀せば、その切迫の状況まことに帝國の歴史あつて以來かつて見ざるほど重大であることを知るであらう」と述べてゐる。まことに陸相の指摘してゐる如く、現在わが國の當面してゐる内外の緊迫状況を直視するならば、何



人と雖も今日この年が非常時中の超非常時であり、わが日本國民が眞に容易ならぬ事態に衝き當つてゐることを、莽々とその身に感ぜざるを得ないだらう。

まづ、わが國の對外關係を眺めてみるがいゝ。現在わが對外關係のうちで最も重要なのは、いふまでもなく支那事變處理の問題であるが、事變發生以來既に五ヶ年の久しきにわたつてゐる今日、事變終結の日がいつ来るか、その見通しが全然つかないのみでなく、英、米の對蔣援助の強化によつて、わが軍事行動は今後ますます擴大されねばならぬ情勢にあるのである。

ところが、わが國際關係の難關は支那事變のみではない。支那事變に數層倍するほどの重大な國際危機が、前途に横たはつてゐるのである。それは、

英、米との戦争である。わが國は世界新秩序を建設するため、昨年九月二十七日、日獨伊三國同盟を結んだが、わが國はこの同盟によつて、いつ何時、米、英に對して戦争を開始しなければならぬか分らないのみならず、蔣政権援助と對日經濟壓迫をめぐる最近の日英、日米關係の惡化は、三國同盟の發動を待たずして、英米との戦争を發生せしめる危険性を多分に含んでゐるのである。

かくの如く、對外關係は極めて重大化しつゝあるが、それでは國內の情勢はどうか。事變第五年目を迎へたわが戦時經濟は、正直な所、相當苦しくなつて來てゐる。早い話が、現在の狀態を事變勃發の昭和十二年當時に比較してみるとがいゝ。十二年當時は、經濟の統制といつては、爲替と資金の統制が



あつた位のこと、一般國民の生活にいたつては、贅澤な輸入品が使へなくなつた位の程度に止まり、事變前と何ら異なる所がなかつた。賀屋藏相が「輸入品は我慢して欲しい。その代り、國産品はフンダンに使つてくれ」と國民に呼びかけてゐたのが、まだ鮮やかにわれ／＼の耳に残つてゐる。ところが、現在では鐵、銅、ゴム等の直接軍需關係品はもちろん、殆どあらゆる物資について、日常生活における不便を忍ばねばならぬ状態であり、一番豊富であると安心してゐた米、魚類、野菜類等の食料品さへ、圓滑に手に入らぬ有様である。しかも、これ程までに國民生活を切りつめて、軍需産業に勞力、資材を集中してゐるにも拘らず、なほ軍需の膨脹に追いつき得ぬ現状にあるのであり、その結果重點主義により、同じ軍需産業のうちでも能率のよくない

一部の企業や比較的重要性の低い産業を犠牲にしなければならなくなつてゐることは周知の事實である。これを、時局産業といへば原料でも、擴張資材でも、爲替でも、無條件に供給されてゐた事變當初に較べると、いかにわが經濟が苦しくなつてゐるか分るであらう。最近滿洲國の經濟開發五ヶ年計畫が、縮小を餘儀なくされたことも、この苦しさを物語る一證左であらう。更に、われ／＼は三國同盟締結後、英米よりの重要物資輸入が斷絶したことにより、この戦時經濟維持の困難さが倍加されてゐることを忘れてはならぬ。

かくの如く、これからのわが國は、外においては國際危機の加重があり、内においては戦時經濟の行き詰りに達しようとしてゐるのである。近衛首



相が本年の年頭所感で述べてゐる通り、わが國の行く手はまさに「滿眼荆棘」である。しかしながら、支那事變は徹底的に遂行して行かなければならない。また、英米との一戦も場合によつてはやむを得ない。少くとも、ふりかゝる火の粉を拂ふだけの準備はしておかなくてはならない。してみると、結局銃後の國民がどんな犠牲を拂つてもどんな苦痛を忍んでも、支那事變や英米との戦争をやつて行くだけの経済的な工面をするより外に仕方がない。もつとも、萬策盡きてもう工面のしようがないといふ所まで、わが國經濟が消耗されてしまつたのならば、最早戦時經濟政策の上では努力の餘地がないわけだが、わが國の經濟力を急速に強化する方法が、まだひとつ残されてゐるのである。

では、その残された方法とは何か。われ／＼は、さきにわが國の戦時經濟が、行き詰りに達着しつゝあるとのべたが、それは従來通りの自由主義的な經濟地盤の上で、戦時經濟をやり繰りして行くならば、最早これ以上の經濟力を發揮することが出来ないといふ意味であつて、わが一億國民が全く新しい理念と組織を確立し、その經濟能力の最高發揮に邁進するならば、まだ／＼驚くべき經濟力を捻出しうるのである。ひろん、過去數十年間にわたつてわが國を支配してきた自由主義的組織を一舉に破壊して、その跡に新しい理念と組織を築き上げることは、極めて困難なことである。しかしながら、現在ではこの困難を突破して、わが國經濟の底力を最高度に發揮させる以外に方法がない。しかして、この經濟能力の最高發揮を可能ならしめる體制を整へ



ようとするのが、所謂經濟新體制案なのであり、したがつて經濟新體制は迫り來る國際危機を切抜けるための唯一の残された切札といはねばならぬ。今後何百年かの歴史を決定すべき最後の決算期が、泣いても笑つても、この一兩年の間に必ず來る。そして、この最後の土壇場にわが國が勝ち残るか否かは、わが國がどの程度に立派な經濟新體制を、どの程度に早く確立出来るかといふことにかゝつてゐるのである。實に經濟新體制確立の問題は、時艱克服の鍵といはねばならぬ。

## 二、經濟新體制確立に對する國民の協力

わが國經濟力が最高度に發揮出来るやうな、立派な經濟新體制を確立することは、時艱克服の唯一の血路であるが、このことは夙に昨年のお初め邊りから政府當局はもちろん、政治家、財界有力者等の間で切實に感ぜられてゐたのであつて、この機運が近衛公の新體制運動となつて具體化されたのである。いふまでもなく、新體制運動は經濟のみでなく、政治、文化、教育等あらゆる方面における革新運動を包含してゐるのであるが、新體制運動を捲き起すにいたつた本當の原因は、經濟新體制確立の必要にあるといつてよい。蓋し、經濟新體制は從來の經濟統制の如く自由主義經濟の地盤をそのままにして統制を強化するのではなく、自由主義經濟の理念と組織とを完全に捨て去るののでなければ到底その實現を期待し得ないのであり、したがつて經濟新



體制を確立するためには、獨り經濟分野においてのみでなく、思想、文化、教育等の全分野においても、また自由主義的殘滓を根本的に拂ひのけることが必要である。それと同時に、この畫期的變革遂行に伴ふ各方面の摩擦不安動搖を乗り切るだけの強い政治力もまた必要なものであり、かくして經濟新體制と關聯して政治、文化等の新體制が要求されたわけである。

時局の重壓に推進されて、昨年七月近衛内閣が成立して以來、新體制運動は種々の摩擦を孕みつゝも急速に發展し、經濟新體制も十二月七日閣議決定をみた「經濟新體制確立要綱」によつて、一應その方向が確定した形である。しかしながら、後で詳しく説明するやうに、何分にも明治維新にも匹敵するやうな大變革を經濟機構の上に加へるわけであるから、これが何らの摩擦な

くして行はれることは不可能であり、「經濟新體制確立要綱」の最後の決定をみるまでの過程において、官僚と財界、現状維持勢力と革新勢力との間には火花を散らすやうな意見の對立があつた。そしてこの對立は、遂に重大な政治的危機をさへ孕むにいたつたため、一種の妥協が行はれて決定をみるにいたつたのである。

かくの如く、「經濟新體制確立要綱」は妥協によつて漸く日の目を見たものであるから、それ自體幾多の矛盾撞着や曖昧さが含まれてゐる。そののみならず、それは飽くまで「確立要綱」であつて、大體の方針を定めたまでであり、具體的内容はまだこれから作られねばならない。しかし、經濟新體制の確立が刻下の急務である以上、それはいつまでも妥協のまゝ捨て、おくわけ



には行かない。相當の摩擦があつても、これを排除して具體策の早急決定に進まねばならない。したがつて、本年の議會において、この問題を中心として深刻な論争が行はれることは必定であり、議會以外においても、當分は本問題をめぐる激しい闘争が展開されるであらう。この場合一般國民は、いかなる態度をもつて、これに臨むべきであらうか。

たゞ見物人の立場から、これを傍觀することは斷じて許されない。立派な經濟新體制の成否は、直ちにわが國永遠の安危に連る。もしも、國民が歪められた經濟新體制が作りあげられるのを黙つて傍觀するか、或は眼前の小利に目が眩み、現状に捉はれて大局を誤るならば、國家に對して不誠實なるのみならず、また自らの墓穴を掘るものでもある。われ／＼國民は、經濟新體

制の確立を自分の問題として、正しい體制の確立に努力し、それと同時に決定された具體案の實現に進んで協力せねばならない。しかし、正しい理解のない所に、正しい協力はあり得ない。何故新經濟體制が必要になつたのかまたどういふ體制を生み出さねばならないのか、といふことを全國民がしっかりと把握してこそ、初めて本當に時局を乗り切るに足る經濟體制が出来上るのである。この意味において、經濟新體制の意義の理解に努め、正しい經濟體制の確立に協力することは、銃後國民の義務であるといはねばならない。

### 三、經濟新體制の消極的意義と積極的意義



經濟新體制は歴史的必然の所産である。即ち、經濟新體制は何人かの意思によつて、無理に作りあげられるものでもなく、また何かの廻り合せて偶然出て來たものでもない。それは、わが國內外の情勢のために、必然的に生れ來つたものである。ところが、經濟新體制の必然性には、消極的意味と積極的意味の二つが含まれてをり、この兩方面の意義を十分に理解するのでなければ、經濟新體制が何故生れて來ねばならなかつたかといふ事情を、完全に呑み込んだとはいへない。

經濟新體制の消極的な意味における必然性は、これまでも多少説明して來た如く、わが國が當面する内外の危機を切抜けるためには、好むと好まざるとに拘らず、この體制を整へざるを得ないといふことである。即ち、外に

加重する國際危機を控へ、内に經濟の行き結りに直面してゐるわが國が、この窮境を打開して、日本民族の生命力を維持伸張させて行くためには、嫌でも應でも、かういふ舉國的體制を採らざるを得ないのであり、この意味において經濟新體制は、非常時を乗り切るための不可避的な應急策であるといひうる。

つぎに、積極的意味における經濟新體制の必然性は、もつと深く掘下げた見方にもとづくものであつて、發展してやまぬ世界史の流れにおいて、全人類の進歩を推進する歴史的な使命を擔つてゐるわが國が、その使命を達成のためには、當然この經濟新體制に到達せざるを得ないといふことである。周知の如く、わが國は昨年獨、伊兩國との間に三國同盟を締結したが、この同



盟は政治的懸引のために結ばれたものではなく、世界新秩序建設といふ理想を實現して、世界の發展に貢献しようといふ高遠な目的から出發したものであり、この目的から出發してをればこそ、過去半世紀にわたりあらゆる意味においてわが國と最も關係の深かつた英米と別離して、たゞ理想を同じくするといふだけで、獨、伊と提携するにいたつたのである。即ち、十九世紀の初め以來、世界は自由主義原理の枠の中で進歩發展してきた。ところが、今や自由主義原理は世界の進歩に貢献しなくなつたばかりでなく、反つて世界の進歩に對する障礙となつてきたのである。

自由主義が世界人類を進歩發展せしめる所以は、一個人にせよ、一國家にせよ、それが何物にも束縛されることなく、自由に能力を發揮し、生命力を

伸張させるところにある。しかるに、自由主義の現状は、最早各人、各國をして十分にその能力、生命力を發揮させることが出来なくなつてゐるのであつて、わが國を例に取つてみても、急激な人口増加を來してゐるわが國を狭小な國土の中に閉ぢこめたり、良品廉價の日本品を世界市場からしめ出してわが國の經濟的發展を阻害しなければならないことは、自由主義體制の行き詰りを明示するものである。しかして、この動脈硬化を來してゐる自由主義を揚棄して、世界を再び潑刺たる進歩發展の軌道に乗せるためには、まづ自由主義秩序たる英米的世界秩序を破壊し、その上に新秩序を建設しなければならぬ。しかし、特權に酔ふものが自らその特權を揚棄しうるものではない。こゝに日、獨、伊が世界史の推進的役割を果さなければならなかつた理由が



あるのであり、かくしてこの破壊と建設が、三國の世界史的使命たらざるを得ないのである。

以上の如く、わが國は現状革新によつて、世界に貢獻すべき歴史的使命を擔つてゐるものであるが、かゝる使命を遂行しようとするわが國自らが、自由主義的機構を革新して、新しい原理のもとに立つ機構を確立せねばならなかつたことは、むしろ當然であらう。わが國においても自由主義は隨所に行き詰りを示してゐた。政治部面においては、自由主義的基礎に立つ政黨政治が腐敗墮落して、議會制度そのものにも多大の疑問がかけられるやうになつた。また、經濟部面においては、資本家階級と勞働者階級、都市と農村の間にあける貧富の懸隔が漸次甚だしくなり、自由主義的資本主義の是正の問題が

深刻な波紋を描いてゐた。五・一五事件以後における幾多の革新運動は、自由主義的行詰りを打開して、眞にわが國體と社會正義に適つた體制を生み出すための陣痛に外ならなかつたのであり、この新體制の誕生なくしては、日本の新しい發展はあり得なかつたのである。しかして、この陣痛期を経て、生み出されようとしてゐるものが、政治部面においては政治新體制、經濟部面にあつては經濟新體制であることは、云ふ迄もあるまい。

かくの如く、經濟新體制は消極的には、時局を突破するための、唯一の手段たる意味をもつてゐると同時に、他方においては、わが國が建設しようとしてゐる世界新秩序そのもの一部分であるといふ積極的意味をもつ。換言すれば、經濟新體制は、わが國が自らを發展させ、世界の進歩を齎すための



手段であると同時に、その目的そのものでもあるのである。しかして、この両者は、手段としての經濟新體制の不可避性が、目的としての經濟新體制の確立を推進し、逆に目的としての經濟新體制を實現させるためには、手段としての經濟新體制を要求するといふ意味において、表裏の關係にある。この二つの意義を十分に把握するならば、われ／＼は單に經濟新體制に伴ふ苦痛に對して不平をいはないといふばかりでなく、嘗て自由主義者が貴族的封建制度を破壊して世界の進歩に貢獻したのと同じやうに、現在世界の進歩を妨げてゐるあらゆる自由主義的特權を芟除するのだといふ感激にふるへながら、進んで經濟新體制の確立に挺身せざるを得ないであらう。

## 第二 經濟新體制の不可避性

### 一、對外危機と國內危機

經濟新體制が二つの意義をもつて生れて來たものであることは、既にのべた如くであるが、この意義を理解することは、經濟新體制の具體的内容に對する批判の基礎をなすものであるから、いさ少し詳しく説明を加へておかう。まづ、經濟新體制の消極的意義即ちわが國が時艱を克服するためには、不可避的にこの體制を採らざるを得ないといふ點を明かにしよう。第一に、經



濟新體制の不可避性は、わが國の外交危機と密接な關聯がある。いふまでもなく、わが國は現在未曾有の難關に遭遇してゐるのであるが、この時艱の最大原因となつてゐるものは、國際關係の重壓である。ひろく、國內的にみても、わが國經濟は昭和五、六年頃より急激に惡化し、その後今日にいたるまで、常に經濟的危機を叫ばれて來たのであるが、もし支那事變をはじめ、對英、對米、對蘇等の外交關係の惡化がなかつたならば、經濟新體制に示されてゐるやうな畫期的大變革が、こんなに早く要求されはしなかつたであらう。そして、もしもわが國に襲ひかゝつてゐる國際危機が、何かの拍子で取拂はれるやうなことがあつたならば、現在の經濟新體制運動などは、一遍にケシ飛んでしまふに違ひあるまい。

・第二に、經濟新體制の不可避性は、わが國における經濟統制の破綻に關聯する。即ちいかにわが國が國際的危機に曝されてゐても、わが國の經濟力が極めて豊富で、自由主義經濟組織をその儘にした統制だけでこの危機に對應しうるのなら、經濟新體制はまだく生れ出はしなかつたであらう。經濟新體制は、わが國經濟が自由主義組織のもとにおいては、最早國際危機の負擔に堪へ得なくなつたところに、生れ出ねばならぬ原因があるのである。

したがつて、經濟新體制の不可避性は、わが國の國際的危機が絶対に避け得られないといふ事實と、自由主義的經濟統制が全くの破綻に陥つてゐるといふ事實によつて、兩面的に説明されねばならない。



## 二、對英米戰爭の危機

わが國際關係の苦難を説くに當つては、まづ第一に支那事變處理の困難さを擧げねばならないが、これについては今更贅言を必要としない。たゞ、われわれは、支那事變が昨年十一月三十日汪兆銘政權との間に締結された日華基本條約によつて、完全に長期戰の態勢に陥つたことを、明確に覺悟すると同時に今後徹底的に行はるべき蔣政權膺懲の戰爭は、從來よりもつともつと困難になるといふことを知らねばならぬ。即ち、支那事變は發生以來既に五ヶ年に達するが、この間戰線は北支より中支へ、中支より南支へと漸次擴大

されて行く一方であり、遂に昨年にいたり、皇軍は遙か佛印の彼方にまで進駐するにいたつたのである。しかもなほ、蔣介石政權は茫漠たる國土と尨大なる人口を利し、更に英、米、蘇等の援助を得て、執拗且つ頑強なる抵抗を續けてゐるのであり、蔣介石政權を徹底的に打倒するためには、今後わが國は層一層の努力を傾注せねばならぬ情勢にある。事變遂行に、既に過去四ヶ年の經驗を有するわが國民は、その經驗に鑑みても、從來に比し遙かに廣範圍な、そして從來に比し遙かに強烈な戰爭を遂行するといふことが、いかに困難な事業であるか、容易に理解出来るであらう。

支那事變の外に、わが國に重壓を加へてゐる國際關係の危機は、對英米關係である。わが國は、昨年九月二十七日、世界新秩序建設の理想を達成する



ため、從來經濟的關係の深かつた英、米との繋りを一擲し、世界革新の理想を同じくする獨、伊兩國との間に三國同盟を締結した。周知の如く、この三國同盟は、締約國が歐洲戰爭にも支那事變にも參加してゐない一國によつて攻撃された場合、日、獨、伊三國はあらゆる政治的、經濟的および軍事的方法によつて、相互に援助することを約束したものであり、若しアメリカが歐洲戰爭に參戦したとすれば、わが國はこの同盟によつてあすの日からでも、アメリカとの戦闘を開始しなければならない。しかるに、最近におけるアメリカの動向はどうかといふと、昨年秋の大統領選挙でルーズヴェルトが三選されて以來、急角度に參戦に傾いて來てゐることは、今や掩ひ難い事實となつてゐる。即ち昨年暮に行はれたル大統領の「爐邊閑談」においても、本年

一月六日議會で發表された大統領教書においても、アメリカの安全は歐洲における民主主義の運命と不可分の關係にあると断定し、この意味から云つてアメリカの徹底的對英援助が絶対に必要なる旨を強調してゐる。ひろんルーズヴェルト大統領は今日までの所では、援助は飽くまでも物資の援助であつて、兵力的援助をする意思のないことを繰り返して述べてゐる。しかし、それは單に前の世界大戰で懲りてゐるアメリカ國民が、まだ戰爭に參加する氣持になつてゐないことや、その軍備擴充が未だ不十分なために過ぎない。アメリカの安否が、イギリスの興廢と運命を共にしてゐると觀じてゐる以上、今後アメリカ政府の國民煽動と軍備擴充の進捗につれ、アメリカが急速に參戦への道を辿ることは必至であり、現にルーズヴェルト大統領は教書の中で、



これまでの現金主義を放擲し、イギリスその他の民主主義國に對しクレヂットで武器の供給を行ふべき旨を要請してゐるが、アメリカ國民が巨額のクレヂットをイギリスに與へるならば、やがてこの貸付金を護るためにも參戰せざるを得なくなるであらう。これは、前大戰におけるアメリカの參戰徑路とその軌を全く一つにするものであつて、この點だけでもアメリカ政府の意圖が奈邊に存するか、明瞭に窺ひうるのである。アメリカの參戰は、かくの如く刻一刻近づいてゐる。アメリカの參戰は即ち日米戰爭である。したがつて日米戰爭の危機もまた刻一刻切迫しつゝあるものといはざるを得ない。

以上は、三國同盟を通じての日英米戰爭の危険性であるが、最近におけるわが國と英米との國際關係の悪化は、三國同盟をまつ迄もなく、既に十分に

最悪の状態に到達すべき可能性を包藏してゐる。即ちアメリカは昨年十一月三十日に發表された一億ドルの借款供與をはじめ、屢次にわたり重慶政權に對し巨額の借款を與へ、イギリスもまた昨年十月十八日の雲南ビルマ・ルート再開以來、あらゆる物質的援助を行つてゐることは周知の事實である。しかして、この英米の對蔣援助があるために、蔣政權の抗日戰鬥力が今日まで持續され、したがつて支那事變の解決を遷延させてゐるのであるから、わが國としては對蔣援助に示されたこの敵性だけでも、英米を膺懲すべき十分な理由があるのである。ところが、これのみならず日獨伊三國同盟締結の前後から、英米の對日壓迫は、極めて露骨且攻撃的になつて來た。アメリカのガンリン、工作機械、屑鐵をはじめ、カナダの銅、インドのジュートなど、わが



戦時経済に缺くべからざる重要物資を矢継早やに輸出禁止してきたことは、未だわれ／＼の記憶に新しい所であり、従来輸入の約八割を英米に求めてゐたわが國が、このために如何に苦しい経済的立場に陥つたかは説明するまでもあるまい。對蔣援助と對日禁輸、この二つの處置を通觀すれば、わが國と英米との戦争は、経済的には既に火蓋を切られてゐるといふべきであり、英米の敵性が改められぬ以上、この経済戦がいつ何時軍事的戦闘に轉化するか全く逆睹し難い情勢にあるといはねばならない。

かくの如く、紀元二千六百一年におけるわが國の對外情勢は、極めて重大であると結論せざるを得ないのであるが、これは決してわれ／＼の獨断ではない。本年の年頭所感において近衛首相が「國際關係の重壓は本年に至つて

一段と加重さるゝやも知れざることを覺悟せねばならぬ」と國民に警告し、松岡外相もまた「この年はどうかすると、全人類にとつて、或は最も悲惨にして不幸なる年となるのではあるまいか、といふことを密かに懼れざるを得ない」と述べて、文字通り全世界が血みどろになつて相闘ふ日が、刻々迫りつゝあることを言外に仄めかしてゐるのである。しかして此の國際危機に關聯して、銃後國民の銘記すべきことは、この危機が現在に數層倍する物資を必要とし、しかもわれ／＼國民はいかなる事があつても、その必要に堪へなければならぬといふことである。



### 三、國內の經濟的危機

わが國が、未曾有の大戦争といはれる支那事變を開始してから、既に五ヶ年に及ぶが、わが戦時經濟は、今なほ戦争遂行に何らの支障をも與へてゐない。しかしながら、わが戦時經濟の運営は事變當初に較べると、遙かに難しくなつて來て居り、遣り繰りに非常な苦心を要するやうになつてゐることは否定し難い事實であらう。いま事變發生以來、わが統制經濟の進展し來つた跡を振り返つてみると、事變最初の昭和十二年においては、統制の加へられたのは、主として爲替許可制と資金調達法による金融部面だけであつた。と

ころが十三年になると、ますます膨脹して行く軍需品の要求に對應するとともに、生産力擴充を遂行し、さらに滿洲、北支の資源開發をも並行させて行くためには、平和産業の生産を極力停止させて、これに費消されてゐた資材、勞力、資金、爲替等を時局産業に振り向けなければならなくなつた。その結果鐵、銅、ゴム、皮革、綿等廣汎な物資について配給統制や使用制限が實施され、所謂不要急求品の供給が禁止制限されるにいたつたので、一般國民生活の間に漸く戦時色が濃厚となつて來た。續いて十四年に入るや、生産力擴充の發展に伴ひ、多くの勞力や資材がこの方面に吸収されるのと、金その他の物資のストックが食ひ潰されたのとで、生産力の不足が獨り時局産業のみに止らず、全産業を通ずる現象となつてきた。悪いことに、この生産力の不足





に買溜め、賣惜しみの思惑が加はつたため、物價の全般的急騰を喚び起し、こゝに戦時経済はインフレーションの危険と、生活必需品の入手難から来る國民生活の動搖に直面するにいたつたのである。

勿論この間政府はこの危機に對處するため、或は爲替基金制の採用、リンク制の創設改善等によつて貿易振興に工夫を凝らしたり、或は物資統制の範圍と程度を強化したり、或は暴利取締令の改正、九・一八價格停止令の發動によつて物價抑壓に努めたり、更にまた生産力擴充計畫や物動計畫を畫定する等、経済統制の擴大深化をはかつた。しかしながら、自由主義経済の埒内における統制は、既に十四年度半ば頃において全くの行き詰りに衝突したのであつて、十四年來の石炭問題、電力問題を楔機として、わが國の生産力は

重工業、輕工業を通じて停滯し、生産力擴充どころか、縮小再生産即ち生産漸減の傾向をさへ辿るにいたつたに拘らず、政府はこれに對して殆どなす所を知らず、これを漸増に切換へる施策を持たぬまゝ、現在に及んでゐるのである。

しからは何故統制経済が行き詰つてゐるのか。その一つの理由は、現在の統制が官僚統制だといふことである。事變以來、わが統制経済の手綱は、ずつと官僚の手に握られてゐることは周知の事實であるが、官僚はもとより實際的な知識や經驗に乏しいから、それが作りあげる統制に大きな抜け穴や缺陷があることは、むしろ當然といへよう。無論官僚が統制方法を定めたり、計畫を樹てたりする迄には、實際家の意見を徵するのであるが、實際家は自



分達の不利益になるやうなことを教へはしないし、また生産力擴充に當つても、自分達は只命令されてゐるだけだから、計畫達成の責任を感ずる程度も低い。その結果、官僚統制は實情にそはぬ統制となり、合法的違反の出来る物資統制を行つたり、生産力擴充計畫が齟齬を來して、工場の立ち腐れを生じたりするのである。

官僚統制はかういふ缺點を免れ難いものであるが、それでは知識經驗の深い實際家に統制の計畫を樹てさせられぬかといへば、さういふわけにも行かない。それは民間人がやゝもすれば私益のために公益を忘れる惧があるからである。もちろん、民間人のうちにも、國家本位に徹底した人が少くないだらうが、しかし國法ををかして迄私利を計らうとする者のあることは、闇

取引事件に照しても明かであらう。また、現在大企業を經營してゐる人の大部分が、いはゞ資本家の傭ひ人であるために、自分の地位を守る必要上、企業の不利益ををかして迄、國家本位になり切ることが出来ないといふやうな場合もある。事變勃發の年に、一時民間の自治統制といふことが實施されかけたが、直ちに失敗に歸したのは、かゝる事情にもとづくものであつた。

經濟統制行き詰りの原因は、また企業が無限に利潤を追及する性格を具へてゐるといふことにもある。これまでの企業は、國家のためといふよりも、儲けるために物を生産し、賣買するやうに慣らされて來た。したがつて、原料や、資本や勞働力等について全面的に統制が加へられても、依然として利潤追及の本能だけは旺盛であるから、闇相場を起して儲けようとしたり、粗



悪品の製造で儲けようとする結果となり、その反面利潤の薄いものは、國家的見地からみて重要でも生産しなくなる。物價問題の處理に、政府が手を焼いてゐるのも、畢竟するにこの利潤追及性に根本的改革を加へ得ないからであつて、無限の利潤追及性を改めさせると同時に、利潤の多少に拘らず生産が促進されるやうな、新しい組織を生み出すのでなければ、問題は絶対に片付かないのである。

以上の如く、わが統制經濟は、官僚統制と企業における無限の利潤追及性とのために、突破しえざる難關に逢着し、昨年の石炭問題の例でも明かな如く、増産させようとするれば價格の引上げを實行せねばならず、價格引上げを行へば他の物價に反響して、物價の惡循環を惹き起すといつたやうな矛盾が

隨所に現れるに至つた。また經濟力の窮屈化に伴ひ、米の増産をしようとするれば、石炭が掘れず、製鐵設備を充實しようとするれば、原鑛石を運ぶ輸送船が造れないといふ事態が生じて來たため、統制計畫はヨリ、綜合的ヨリ、細密なることを要請されるにいたつたにも拘らず、わが國經濟が舊態依然として官僚のデスク・プランに依據せざるを得なかつた結果、その缺陷はますます擴大される傾向を示した。しかして、三國同盟締結により、わが國が長い間の英米依存から脱却して、自主的經濟を確立せねばならなくなつたことは、この傾向を一層強めるものであつた。



國際危機の重壓は絶対不可避、一方國內經濟統制は行き詰りである。したがつて是を打開する唯一の道は、前にも一寸のべた通り、自由主義的經濟を改革して、新しい理念と組織のもとに、國民經濟能力の最高發揮を目指す以外にない。

現在における統制經濟の行き詰りは、自由主義的統制經濟の行き詰りである。即ち自由主義的統制經濟では、最早これ以上の能力發揮が出来ぬといふ意味である。しかし自由主義經濟の特徵的性格である無制限なる利潤追及性

#### 四、危機切抜けの方向

を止揚し、官僚統制を官民一體の統制へ、利潤本位の經營から生産本位の經營へ、利益本位から公益本位へと移行するならば、現在におけるわが國經濟の行き詰りは、直ちに打開され、生産力の齒車は擴張再生産への力強い廻轉を開始するであらう。しかしてわが一億國民が、生産者としての活動においてのみならず、消費者としての生活においても、全體的、公益的、國家的觀念に徹底し、犠牲を甘受し、利己を捨て去つたならば、わが經濟力は更に飛躍的増強を來すであらう。

かゝる方法によつて、わが國經濟の、そしてわが日本民族の血路を見出さうとするのが、經濟新體制であり、同時にかゝる方法のみが時難を救ひうる唯一の道であることは以上によつて明かであらう。



經濟新體制の消極的意義即ち經濟新體制が時艱切抜けのために避けられぬといふことは、既に詳述した如くであるが、次には、經濟新體制の積極的意義即ちわれ／＼は經濟新體制をわが日本國民の革新の目標として、これを實現せしめねばならない、といふことについて、説明が加へられねばならない。それには、先づ經濟新體制の世界史的意義、換言すれば經濟新體制とわが國

### 第三 經濟新體制の歴史的必然性

#### 一、經濟新體制の世界史的必然性

の理想とする八紘一宇の世界新秩序建設との繋りを知ることが必要である。われ／＼は今、支那事變を遂行してゐる。そして更に、その苦しい中から英米との戦ひも覺悟してゐる。それは何故か。いふ迄もなく、現在の不正義に満ちた世界秩序を打ち壊して、その代りに社會正義に適つた新世界秩序を建設するためである。支那事變は舊世界秩序の東洋における一環を破壊するための工作であり、日、獨、伊三國同盟はその破壊と建設の持場を定め、理想達成の協力を誓つたものに外ならない。しかして、その破壊さるべき秩序が英米的世界秩序であり、自由主義的世界秩序なのである。

十八世紀末のフランス革命において、封建主義が破壊され、自由の宣言が高らかに行はれて以來、今日にいたるまで、すべての世界の秩序は自由主義



の原理によつて支配されてゐた。これを經濟部面についていへば、國と國との經濟關係においても、また一國內の人と人との經濟關係においても、自由競争、自由放任が最も正義に適つた方法とされたのであつた。

無論自由主義もその初期においては、社會正義に適ひ、また世界の進歩にも貢獻した。國際的の經濟關係における自由主義は、自由通商主義であつたが、この自由通商主義も最初は世界經濟の發展に寄與する所甚だ大であつた。周知の如く、自由通商主義は、國と國との通商關係を全く自由にし、通商關係に關稅の賦課、輸出輸入禁止又は制限等の拘束を一切加へないことをもつて、最も世界經濟の發展に適つたやり方であるとするものであるが、國際分業が正しく行はれるならば、各國最も得意とする所を生産し、これを相互に

交換することは、確かに世界人類の幸福を齎し、世界經濟を進歩せしめるに違ひない。蓋し各國が不得意とする所のものを生産するよりも、得意とするものを生産して交換する方が能率的だし、またその方が技術の進歩を容易にするからである。事實最初の間は自由通商主義はさういふ効果を擧げ得たのであり、日本や支那の如き後進國は、先進國たるイギリス等より生活に必要な工業製品や、經濟開發に必要な資材、技術等を輸入し、一方先進國は後進國より金、銀や原料品を入手し、かくして双方とも何らの矛盾や利害衝突なく、經濟發展の道を辿ることが出来たのであつた。

しかし人類の經濟的進歩は絶え間なく續けられ、歴史は移つて行く。やがて、後進國における産業の發達や人口の増加、更に交通の進歩等あらゆる世



界條件の變化につれて、この事情は全く一變した。即ち、今や後進國は、製品のあるものについては、國內自給が出来るのみならず、進んでこれを輸出すべき外國市場を求めにいたり、またこの製造工業に要する原料資源や生活向上につれ増加した人口の捌け口を必要とするやうになつて、後進國の利害は先進國のそれと真正面から衝突するにいたつた。かくして、自由通商は今迄と異なつて、何らの摩擦なしには行ひ得なくなると同時に、各國全部に幸福を齎しうるものでもなくなり、自由通商はこゝに行き詰りに達着したのである。この行き詰りの最も著しい例の一つは、オツタワ協定であつた。即ち、イギリスはその輕工業が、わが國の輕工業特に纖維工業の發展につれ、内外各市場での競争に堪へ得なくなつたため、一九三二年八月カナダのオツ

タワにおいて大英帝國經濟會議を開き、傳統的自由通商主義を放擲して英帝國ブロック經濟の確立を決定したのである。イギリス及びその植民地の消費者達は、もはや良質安價な本邦品を利用することが出来なくなり、その代りに高いイギリス品を買はなければならなくなつた。

では自由通商主義は何故行き詰つたか。それは自由通商を行ひうるやうな世界秩序が出来てゐなかつたからである。即ち自由通商が行はれるためには正しい國際分業が確立されることが前提條件である。しかして、正しい國際分業が行はれるためには、世界から戦争の危険がなくなることが必要であり更に世界の土地がすべての國民の居住に提供されることが必要である。またそれと同時にすべての人類があらゆる生産物に均霑しうるやうな組織も出来



なければならぬ。しかるに、現實の世界は、國防の安全を期するために産業の獨立が必要であり、他國の産業にのみ依存することを許されない。のみならず、大部分の資源や土地は少數の國の手中に獨占せられ、他の國民に解放されてゐないし、生産物の公平な分配の確保されるやうな組織も出來てゐないのである。従つてかういふ條件のもとにおいて、自由通商が行き詰りを來すのは當然である。自由主義時代の初期において、それが支障なく行はれ、各國の經濟發展に貢獻しえたのは、たゞ後進國の經濟發達狀況が極めて低位にあり、先進國の利害と矛盾しなかつたからのことであつた。そしてイギリスが自由通商主義を首唱し、且つイギリスが一番最後までこれを維持しようとしたのは、イギリスが經濟的に最も進歩してをり、他の諸國との自由競争に

において一番有利な地位を占め得るためであつて、かゝる状態のもとに自由通商が續けられるならば、イギリスの製造工業がますます發達するに對し、後進國におけるそれは永久に伸びる機會を與へられず、結果後進國はイギリスの奴隸國たるより外なかつたのであつた。自由通商下における産業發展の途上において、自由通商のこの根本的な陥穽に氣づいた後進諸國は、自由貿易から保護貿易に轉じ、それと同時に、國際間の自由競争が、不公平な條件のもとにおける競争であつて、正義の觀念に合致しないものであることを強く反省するにいたつた。

世界各國民に平等に幸福を齎すと主張された自由主義は、その本家本元たるイギリスの自由通商主義放棄によつて、完全にその行き詰りを曝露した。



しかして此の行き詰りを打開する道は、まづ正しい國際分業の行はれうるやうな、世界秩序の建設といふ方向にそふものでなければならぬ。しかしこの建設は、もはや自由主義の原理によつて實現しうるものではなく、全く新しい原理を必要とした。即ち從來のやうに、個々のものが自分のために、自由に競争し合へば、結局それが全體のためになるといふのではなしに、まづ全體のためといふことを目標として、夫々の立場や能力の異なつた個々のものが、夫々の能力に應じた努力をするといふことでなければならぬ。そこには對立、競争がなくして、協同、友愛があり、個々の利益がなくして全體の利益がある。これがわが國の八紘一宇の精神であり、ナチをもつて呼ばしむれば全體主義である。日獨伊三國同盟が、その前文において「萬邦をして各そ

の所を得しむるをもつて恒久平和の先決條件なり」と認めてゐるのは、端的にこの理想と原理とを表現したものである。

然しかゝる原理にもとづく新秩序の建設には、自由主義的世界秩序の建設途上において、イギリスが獲得した特權、及びイギリスの分身たるアメリカの保持する特權を打破しなければならぬ。しかしてこの特權の破壊者が、特權の保有者たる英米でなくして、特權の桎梏に呻吟する日獨伊であることは歴史的必然であらう。

持たざる國日本は、滿洲事變によりこの革新の歴史的使命遂行に、光榮あるトップを切つたのであるが、外に對して新しい原理を唱導するものは、まづ内においてもその原理を顯現せねばならぬ。世界に向つての呼びかけにお



いて、或は東亞共榮圈建設の工作において、「萬邦その所を得て、搾取なく侵略なき平和秩序」の建設を説く以上、まづわが國自らが、そのうちにおいて、萬人その所を得たる理想の體制が整備されねばならない。しかしてかゝる理想の體制が、經濟新體制であり、こゝに經濟新體制の世界史的必然性を見出すのである。換言すれば、八紘一宇の精神の具體化が、外に向つては世界新秩序となり、内においては經濟新體制となるに外ならない。

## 二、經濟新體制の昭和維新的性格

經濟新體制が生れねばならなかつた歴史的必然性についても、自由主義的

世界秩序の代りに、全體主義世界秩序が生れなければならなかつたのと、同じやうな説明を加へうる。

自由主義の初期においては、一國內における個々人の、經濟的な自由競争も、社會正義に合致せぬものではなかつた。また、社會の進歩にも、大いに役立つ所があつたのである。即ち自由競争によつて怠惰が防止され、個人の創意は刺激された。しかしながら自由主義が發展して行くうちに、根本的な事情が變化し、次第に正義の觀念に合致せず、社會の進歩にも反つて邪魔になるやうになつた。即ち富の偏在といふ現象が生じ、怠けたものが生活に苦しむといふのならまだ仕方がないとしても、「働けど、働けど」食へぬといふ人々が多くなつて來た。そして優れた才能を抱きながら、その才能を發揮し



えずして空しく朽ちはてる者がある一方、愚劣なる徒輩が金の威光で立派な社会的地位につき、贅澤な生活を送るといふ傾向をも生じたのである。わが國においても、かういふ富の偏在が、昭和時代に入つて以來特に顯著となりこれが農村の疲弊や労働階級の困窮となつて現れるとともに、多くの國民は前途に光明を失つて、氣風頹廢した。周知の如く、昭和七年初頭突如として起つた血盟團事件を皮切りとして、その後次々に勃發した五・一五事件、神軍隊事件、二・二六事件等は、この行き詰りを打開するために、昭和維新を斷行し、萬民その所を得て、和樂して國家のために働さうるやうな新體制を出現せしめようとするものであつた。

國を憂ふる人々の蹶起によつてひき起されたこれらの諸事件は、わが國社

會に重大影響を齎し、あらゆる部面において、革新的機運を醸成した。しかし世界新秩序の建設にイギリスが反抗すると同じく、この國內革新においても、現在持つてゐる特權的地位に執着したり、また古い考へ方を捨て切れぬ人々が、強硬に新しいものゝ出現を阻んで來た。しかし、今や時局の重壓によつて、昭和維新運動以來待望せられてゐた新體制の實現が促進されることになつた。何となれば、時局の要請する所は、國民總力發揮の體制であり、これはとりも直さず、昭和維新の要望した萬民翼賛の體制に外ならないからである。搾取なき體制、「足らざるを憂へず、等しからざるを憂ふる」如き體制、すべての國民がその全能力を傾けて君國に報じるやうな體制でなければならぬ經濟新體制は、かねて時代の創造せねばやまなかつた體制でもあつた



のである。

### 三、新體制確立の苦しみと喜び

經濟新體制は、世界的にも、國內的にも、行き詰つた自由主義的極格を断ち切り、進歩的な新しいものを産み出さうとする、歴史的必然の要求によつて齎されたものである。それは社會正義の止むに止まれぬ要求から出發してゐる。したがつて、われ／＼は外においては、世界新秩序を建設するための努力を必要とし、内においては、經濟新體制を作り出すための苦しみを味はねばならないが、この苦しみは産みの苦しみであり、嬉しい苦しみである。

目を放つて世界を、また國內を通観してみるがよい。一人として、一國として、この時局的苦しみの外に安居としてゐるものがあるだらうか。現状維持には、現状維持の備みがあり、また傍觀者には、傍觀者としての不安がある。しかし現状維持の苦しみや努力が、暗澹として何の光明も持たないのに對し革新するものゝ苦しみや努力は、世界史的使命の達成といふ喜びを伴つてゐる。我々は、昨年八月二十八日の大政翼賛會第一回準備會に於ける「誓ひ」の如く、「過去になじまず、個々の立場に捉はれず、眞に國家的立場から、歴史の發展すべき道を洞察し、この光榮ある建設者の一人として行動しなければならぬ。この間の事情をしつかり把握するならば、經濟新體制の具體的内容が如何なる方向をとるべきかといふことは、自ら明かとなるであらう。



第二章

經濟新體制確立要綱  
決定の経緯



## 第一 經濟新體制をめぐる革新・現状 維持の兩勢力

### 一、革新・現状維持兩勢力の妥協

内外の難局を切抜けて、新しく強い日本を建設するためには、今迄の様な自由主義的統制經濟ではやつてゆけない事が明かになつた。もはや自由主義經濟は國力の發展を妨げる致命的な桎梏になつてしまつたのである。ただ一つ残された血路は、今迄とは全く違ふ經濟精神と、これに基く新しい經濟組織の確立だけである。即ち自由主義經濟の特徵的性格である無制限な利潤追



及性を改め、官僚統制を官民一體の統制へ、利潤本位の經營から生産本位の經營へ、私益本位から公益本位への轉換があるばかりである。經濟新體制案はかゝる必然性の中から生れた。従つてそれは、以上の要請を十分に満たす、いはば相當思ひきつた革新的なものでなければならぬ筈だつた。しかし革新には摩擦がつき物である。嘗ての東洋に於ける一小島國を、今日東亞の盟主にまで飛躍させたあの明治維新も、血で血を洗ふ國內鬭争の中から生れた事を想ひ起せばよい。現状維持的な勢力に打克ち、苦難を通じて新しい秩序と組織を造り出すところに革新の意義があるといへよう。

經濟新體制の確立についても同じである。經濟新體制の原案は、最初企畫院審議室から生れた。それは今迄の自由主義的な經濟機構の根本的建直しを

ねらつた頗る革新的な案であつた。ところが財界を中心とする現状維持的勢力は之に對して猛烈な攻撃を浴せかけた。その結果第一原案は緩和修正されて第二原案となり、更に經濟閣僚懇談會に於ては、政治的な壓力も加はつて遂に企畫院原案を骨抜き同様にしてしまつた。かくて經濟閣僚懇談會案が出来上つたのであるが、現状維持的勢力の壓倒的勝利に終つたかに見えたこの案に對し、果然軍部並に大政翼賛會側から強い反對が出た。この結果、經濟新體制案をめぐる紛糾は政治問題化しさうな形勢になり、國內外に及ぼす影響が憂慮されるに至つたので、こゝに妥協案が成つて、舊臘八日の臨時閣議で漸く「經濟新體制確立要綱」が決定、國民の前に全貌を現したのである。



昨年九月十三日に最初の企畫院案が生れてから約一ヶ月、その間前後六回に亘る經濟閣僚懇談會の審議は、現状維持派と革新派との摩擦に終始し、現在の日本に於ける政治勢力拮抗の縮圖をまさしくと見せられたのだつた。

結局、革新は妥協に終つたのである。然し吾々は最近、革新と現状維持との拮抗對立が、激しい摩擦を起すとき、とどの詰りは妥協に落着くといふ一つの「型」を度々見てゐる。即ち革新的な意見は先づ統制する側、所謂革新的官僚と呼ばれるものの中から芽を出す。之に對して財界を始め、現状維持派の陣營中から猛然と反對が叫ばれ、この反對は政治力を背後に持つて壓倒的優勢を示す。この時、今迄沈黙を守つてゐた軍部が、反對勢力に對してガシと反撃を食はせる。これが妥協案の生れる「型」である。經濟新體制案も

この筋書通りに運ばれた。だが今度の「經濟新體制確立要綱」は後で詳述するやうに、あくまで根本方針だけに止つて居り、實際の經濟界に之を適用する具體策は今後に残されて居る。この具體策の樹て方次第で「要綱」が革新的性格を強めるか、或は現状維持へ後退するかと定むのだが、こゝでは「經濟新體制確立要綱」が決定する迄の経緯を辿つてみよう。

## 二、企畫院原案の革新的要素

經濟新體制案は、前に述べたやうに、所謂革新的官僚が集る企畫院審議室から生れた。之は第二次近衛内閣成立直後、昨年八月一日に闡明された基本國



策要綱の具體化されたもので、最初の原案は九月十三日に出来た。この原案を中心に關係各省の間で検討した結果、原案の根本的な點を相當修正緩和して第二原案を作り、十一月十二日の定例經濟閣僚懇談會で始めて陽の目をみただのである。この修正原案も、その後骨を抜かれ、手をもがれる憂目に會つたのだが、誕生當時は、今迄の自由主義經濟から、公益優先的新經濟體制への質的轉換を可成り明確にしたものだつた。それだけに、財界からの攻撃も強かつたのだ。修正原案は新經濟體制への移行を左の諸點で強調してゐた。即ち、

高度國防國家建設の爲には

(一) 個々の企業にとらはれず國家全體の立場に基く計畫經濟運営を第一に置

き、この運営を妨げる從來の投機的利潤及び獨占的利潤の發生を防止し、公益優先を基として適正なる經營利潤によつて生産力の擴充を計る。

(二) 資本の利潤追及を第一義とする自由主義的な企業體制を改革して、企業に公共性を持たせ、企業經營者の創意と能力を十分發揮させる。

(三) 企業に公共性を持たせる爲には、一方で利益の分配を統制し、他方重要産業の經營担当者に公的性格を與へてその任免を制限する。又企業經營者及び勤勞者に對し、その國家的な生産増強に對する寄與に應じて報償制度を設ける。

(四) 國民の經濟組織を総合的に整備する。そのため經濟團體は、産業部門毎に企業及び組合を單位とし、業種別又は物資別に生産、配給を通じて一元



的に組織し、指導者によつて統率させる。産業別全國團體の指導者は政府が任免し、更にその他の役員及び全國團體以下の團體役員の任免について認可する。

(五) 全産業を統轄する最高經濟團體は必要を認められた時に設ける。

等から成つてゐた。之を最初の企畫院原案に比べると、内容も、その表現方法の強さに於ても相當修正緩和されて居る。即ち最初の原案は、以上の諸點を含む上

(一) 國民經濟は私益の進及を否定し、一切の投機的利潤及び獨占的利潤の發生を防止する。

(二) 企業體制改革のねらひどころを資本と經營の分離に置いた。即ち今迄の

様な、利潤の追及を第一とする資本の支配から企業を離脱させる。企業内に於ける資本と經營を分け、企業經營担当者は資本に拘束される事なく、國家目的に副つて働ける様にする。

(三) 全産業を統轄する最高經濟團體を組織し、政府と密接に結びついて、全産業を統制する。

等の諸點を特に強調して、個々の企業内部に於ける「資本と經營の分離」といふ、今迄の企業體制にとつては根本的な轉換を明瞭にしたものだった。

### 三、問題となつた諸點



そこで十一月十二日の第一回經濟關係懇談會になるのだが、前述した企畫院の修正原案に對して最初から議論が沸騰した。この經濟關係懇談會の構成は、近衛首相を始め、安井内務、河田大藏、石黒農林、小林商工、村田逵信、小川鐵道、金光厚生、秋田拓務の關係八相に星野企畫院總裁、富田書記官長及び伊藤情報局總裁といふ顔觸れで、財界、政界出身の關係も多く、閣外の反對氣勢は直接懇談會へ反映して、昨年掉尾の大波瀾を捲起した。

問題になつた點は、

- 一、企業經營を、資本と經營担当者の二つに區分し、そのうちの經營担当者に公共的性格を與へて主たる國家的職能を認めようとする考へ方。
- 一、一つの企業が國家に對して大きな寄與をなした場合、その企業の擴充に

對する優先的助成或は企業従事者（勤勞者）に對する報償によつて國家が酬する事とした點。

- 一、統制團體の首腦部の外、重要産業の經營担当者に對しても政府が任免權を持ち、之によつて經營者の公的性格を確保しようとして居る點。

一、中小企業の再編成につき、生産性の最高發揮といふ點に最大の目標を置いて、或は下請工場を親工場に結合し、或は同一種類のものを統合又は合同せしめて、計畫經濟の一環に織込まうとして居る點。

一、各統制團體の指導者が所謂指導者原理によつて強力に計畫經濟の立案、實現に當る事とした點。

一、原案修正の結果、最高經濟團體の設置は「必要を認められた時に行ふ」と曖



味にされた點。  
等であつた。

經濟關係懇談會に先立つて發表された民間經濟諸團體の新體制案が、何れも全國的・最高經濟團體の設置を強調し、最初の企畫院原案に於いても之を置く事になつてゐたのを「必要と認められた場合に設置する」と改めたのは、いま最高經濟團體を設けると、新體制確立に最も重要な指導者の地位を現状維持から拂けられない財界巨頭連の手中に收められるおそれがある、それが更に下級團體に迄及ぶ様な事になると切角の新體制も「佛つくつて魂入れず」の悪い結果を生んで、取返しがつかなくなると考へたからであり、この最高經濟團體設置の問題は、最後迄論議の一焦點となつた。

## 第二 革新・現状維持兩勢力の攻防

### 一、兩勢力攻防の鳥瞰

企畫院の修正原案をめぐり、こゝに革新勢力と現状維持勢力の激しい攻防戦が展開されたのである。原案反對の攻撃は二手に分れて攻めた。その一つは經濟關係を通ずる懇談會内部からの正面攻撃であり、他の一つは主として關西財界代表及び民間經濟團體の動きに表れた側面攻撃である。前者は原案の内容に直接ぶつかつてゆき、後者は原案の内容よりも寧ろ「民間經





濟人の意見を取入れよ』といふ下意上達を求める戦術に出た。この作戦は着効ををさめ、反對勢力の壓倒的優勢裡に終るかに見えた。この時突如閣議に於る軍部の重大申入れがあり、反對派に對して一撃が加へられた。然しての申入れは、革新勢力の側を喜ばせると同時に、反對派も自分達に有利な解釋を下して、益々氣勢をあげるといふ珍現象を呈したのである。一方企畫院側としては、練りに練つた案をさうむざむざ修正されては堪らない。星野總裁を始め、大政翼賛會企畫局長兼務の小畑次長等は大いに頑張つたのだが勢の赴くところは反對派の攻勢持續となり、遂に企畫院案は骨を抜かれ、手をもがれた。十二月一日に、經濟閣僚懇談會案が一先づ決定されるに至つた。然し軍部の重大申入れは、根強い底流となつて潜み、結局後述する様に、最

後のどたん場で、懇談會案再修正の燃りが戻されたのだつた。

## 二、財界の企畫院案攻撃

自由主義經濟の行詰りは財界人と雖もよく承知してゐる。それどころか、經濟新體制確立の必要は財界人こそが一番よく體驗してゐる筈なのだ。だから方々の經濟團體からは既に經濟新體制試案が續々發表され、中には相當積極的な改革案もある。然し財界人にしてみれば、今日迄育てられた自由主義の温床を一擲する大轉換なのだから、原案の決定前に諮問があつてよい筈だと考へる。官民の一致協力とは、この様な場合に民間の實際知識と經驗を活



用する事なのだといふ考へがある。それに會社經理統制令に對する財界の修正意見が粉碎された直後であり、從來の官僚統制に對する不満と危惧も手傳つて、企畫院案に對する風當りがばかに強い。だがもつと深い反對の根據は企畫院案に盛り込まれた革新的性格が、財界人の考へてゐたものより遙かに強かつた點にある。そこで企畫院案は「生産の確保、増強策として缺陷がある」  
 「經濟界に對する急激な變革は却つて生産力を弱める」といふ譯で各所に反對の火の手を擧げた。

十一月十日、小林商相は、丸ノ内工業俱樂部で關西財界人との懇談會を開き、安宅彌吉、小倉正恒、栗本勇之助、青木鎌太郎の諸氏と懇談したが、席上、

一、資本と經營とを分離するのは原則的に反對である。金融資本を一定利潤に抑制してゆく事はやむを得ないが、産業資本に關する限りあくまで自由放任を原則とすべきではあるまいか。

一、中小商工業の企業合同に關し、最近の様にその實情を無視するが如き合同方を懲憚するのは不適當ではないか。

等突込んだ意見が出た。又同月廿日、日本商工會議所總會に於て、片岡大商會頭から「産業組織の微妙複雑なる現狀に鑑み、經濟新體制案の立案に際しては、民間の重要産業團體に諮問されたい」旨の建議案を緊急動議として提案、満場一致可決した。續いて同日の晚餐會に於ても、小林商相に對して同じ主旨の質問を行ひ、之に對して小林商相は、「經濟新體制案の審議につ



いては、經濟界の實情から甚だしくかけ離れたやり方は適當でないと考へて居る。中小商工業の問題にしても、之を機械的一律に合同するとか、統合するとかいふことは考ふべきではない』

と答へ、新體制案の方向を暗示した。また重要産業統制團體懇談會でも、同月廿六日臨時總會を開き、日商と同様主旨の決議を行つた。之等の動きは企畫院案が、經濟閣僚會議で揉みぬかれてゐた最中の出來事であり、文字通り内外呼應する攻撃が續けられた。

### 三、現状維持派に對する軍の反擊

軍部の企畫院案反對派に對する反擊は二回に亘つて行はれた。第一回はここで述べる陸・海兩相の申入れであり、第二回目は、經濟閣僚懇談會案が、一たん決つた直後の動きである。この第二回目の反擊は表面には表れなかつたが、懇談會案の再修正を導いた最大の動因となつた。

前に述べた様な譯で、十一月十二日以來、經濟閣僚懇談會は五回も開かれたが一向結論に達しない。ところが同月廿九日の定例閣議席上、突如陸、海兩相から、時局處理に關する重大申入れがあり、暗礁に乗上げたかに見えた新體制案は一舉に結論へ向つてすべり出したのである。申入れは、

『經濟諸般の施設に當りては現下當面する時局處理の完遂に重點を置き、改革のため一時と雖も生産力の低下を生じ、或は民心の不安を來すが如きは



之を戒めねばならぬが、同時に現下の時局に對應すべく戦時經濟力の強化特に生産力の擴充に關しては、速に強靱持久の態勢を整備するを要する。しかして政府はこれが綜合的指導力を強化するため、所要の措置を講ずる要ありと認む』

と述べてゐる。軍の意圖するところはその言葉に表れた通りであり、更に翌三十日、新大阪ホテルに於て東條陸相が、計畫經濟遂行の急務を説き「今日犠牲の崇高と時局の要請とを無視し、古き形態に執着し、徒に新秩序に抗するが如きものありとすれば、その反省を求むる要ありと思惟するものである」と述べて居るところでも明かである。この申入れは、企畫院案支持者側を喜ばしたが、反對に企畫院案反對者側も自分達に都合のいい様に之

を解釋し、軍の申入れ中にある『改革の爲には一時と雖も生産力の低下を生じ、或は民心の不安を來すが如きは之を戒めねばならぬ』といふ言葉だけを取上げ、我意を得たりとばかり勢ひづいたのだつた。とにかく經濟閣僚懇談會は先を急がねばならなくなつた。このまゝの状態が続くと國民は懇談會に於ける審議の内容を揣摩臆測して、徒に浮説に迷はされ、民心に與へる不安と動搖は看過できない。事實種々の浮説が巷間に傳はり始めた。

そこで軍の申入れを一轉機として、原案反對者側の優勢裡にゴールへ突進し、小林、村田の財界出身閣僚や、金光、小川の政黨出身閣僚の手で修正案が急ぎ作成され、十二月一日の日曜にも拘らず臨時經濟閣僚懇談會を開催、晝飯抜きで前後五時間ぶつ通しに審議の結果、こゝに懇談會案が決定した。



よつてこの懇談會案を經濟閣僚以外の、陸軍、海軍、外務、司法、文部の各相に提示すると共に、全内閣參議及び大政翼賛會常任總務に送付し、大團圓をつげるかと思はれた。

### 第三 經濟閣僚懇談會案の性格

#### 一、企畫院案の骨抜き

かくて漸く經濟閣僚懇談會案の誕生をみたが、審議の途中で軍の重大申入れがあつたにも拘らず、原案反對派の優勢が持ち続けられて、懇談會案は、企畫院案を骨抜き同様にしたものとなり、特に左の諸點で微温化されてゐた。

(一) 企畫院案は經濟新體制の眼目として『國防國家體制完成のため、官民協



力の下に重要産業を中心として総合的計畫經濟を遂行するための經濟運営の組織樹立』といふ根本目標を明確に掲げてゐたが、懇談會案は『総合的計畫經濟の遂行』といふ表現を削除し『經濟計畫を樹立し』なる言葉に置換へた。この結果、國民經濟が総合的に國家の最高意思によつて計畫される場合と、個人なり會社なりが自由に自分自身の經濟として計畫を樹てる場合との本質的な區別が曖昧にされた。

(二) 企畫院案は、企業體制を改革し、企業經營を、資本と經營といふ二つに區分し、そのうちの經營担当者に公共的性格を付與し、國家的職能を認めようとしてゐたが、懇談會案は『企業體制を確立し、資本、經營、勞務の有機的一體たる企業をして、その創意と責任とに於て自主的經營に任せしめ

その最高能率の發揮によつて生産力を増強せしむ』といふ様に修正した。つまり各個の企業それ自體の改革と、企業を構成する資本と經營との分離について觸れるのを避けたのである。

(三) 一つの企業が國家に對して大きな寄與をなした場合、その企業従事者(勤勞者)に對しても國家的報償を與へる事になつてゐたのを修正し、企業の國家的寄與に對する報償は企業利潤増加の認可によつて置き代へられた。

(四) 企畫院案は、統制團體の首腦部の外、重要産業の經營担当者についても政府が任免權を持ち、これによつて經營担当者の公的性格を確保する方針であつたが、懇談會案は、重要産業の經營担当者に對し政府は何等の干渉



を行はぬ事にした。

(五) 企畫院案に明示されてゐた各經濟統制團體に於ける指導者原理が曖昧にされた。

(六) 中小企業の再編成に關し、企畫院案は、生産性の最高發揮といふ點に最大目標を置き、計畫經濟遂行のために整理合同を行はうとしてゐたが、懇談會案は、中小企業を整理するといふ面よりも維持育成するといふ點に重きを置き、その維持困難なる場合にのみ自主的に整理統合せしめ、その圓滑な轉移を助成するといふ様に改めた。

以上は何れも企畫院案を修正微温化した諸點であるが、これとは別な意味で注目される修正點がある。それは懇談會案が『官界新體制』といふ企畫院

案が觸れてゐない重大な點を追加した事だ。即ち從來の官僚統制に伴ふ缺陷の是正なくしては官民一致の經濟新體制は確立困難なる所以を指摘し『經濟新體制の整備に即應して關係行政機構及びその事務の再編成を行ふ』旨を明記してゐる。

## 二、軍部及び大政翼賛會の再修正意見

われ／＼は、前にも述べた通り革新勢力と現状維持勢力の對立抗爭が、結局一つの妥協に落つく『型』をし／＼見てゐる。かくて生れた經濟閣僚懇談會案は、まだその妥協の一步手前だつた。十一月廿九日の軍の重大申入れ



は、根強い底流となつて潜んでゐたのである。十二月四・五兩日の參議會では無事だつた。然し骨抜きにされて生れた懇談會案に對し再び軍の反撃が下されたのだ。その上、今度は大政翼賛會も企畫院案の微温化に反對して起つたのである。即ち軍部は、

「經濟新體制を樹立するため、經濟界に必要以上の摩擦や不安を惹起してはならぬこと、革新は段階的であつても止むを得ない點は十分認めて居る。然し經濟閣僚懇談會案はあまりにも微温的であり、これでは新體制を樹立する窮極の目標が失はれてゐる」となし、

一、經濟新體制の最終目標を明示すること。

一、官民協力による計畫經濟の遂行といふ基本國策の主意を盛つたものとする

ること。

一、更に之が實行精神として指導者原理を徹底させる事。

等の點につき本質的な修正意見を明かにした爲、こゝに新體制案は三轉、

再修正強化は不可避となつた。この動きと歩調を合せ、十二月三日及び五日の兩日に亘つて開かれた大政翼賛會常任總務會は、懇談會案の再修正強化を強調し、少くとも（イ）総合的計畫經濟の樹立。（ロ）國防經濟精神の樹立。

（ハ）經營に於ける公共性の確立。（ニ）經營に於ける指導者原理の確立。の諸點を包含する様修正の希望條項を決定、有馬事務總長は同夜近衛首相を訪問して常任總務會の意向を傳達した。

波瀾は波瀾を生み、かくては國內外に及ぼす影響も憂慮されるので、經濟



閣僚側に於ては秋田拓相が幹旋役となつて奔走した結果妥協が纏つて、遂に懇談會案の再修正となり、十二月七日の臨時經濟閣僚懇談會及び臨時閣議に於て「經濟新體制要綱」を付議可決、こゝに高度國防國家建設の礎石となる經濟新體制確立の方向が明にされたのである。

#### 第四 經濟新體制確立要綱の成立

##### 一、要綱に表れた妥協點

妥協の所産である經濟新體制要綱は、生みの悩みを滿身に殘してゐる。この内容が持つ革新的な意義や、兩勢力の妥協が將來へ及ぼす影響等については後で詳述するとして、こゝでは再修正された點を中心に検討してみよう。再修正された部分は、修正字句としても小部分にすぎず、一見したところでは懇談會案と殆ど違はない様に見えるが、質的には相當強化されて居り、



今後この要綱に基き、産業の實際を動かす具體的計畫を樹てる際には及ぼすところが大きい。しかもこの再修正は、最初の懇談會案に對して軍部及び大政翼賛會が微温化を指摘した前述の重要な諸點を衝いてゐる。簡単に擧げると、

(一) 要綱の基本方針中、「經濟計畫を樹立し」といふ曖昧な表現を撤回して、企畫院案通り「綜合的計畫經濟の遂行」に復歸させた。この復歸が持つ意味は前述の通り甚だ大きい。

(二) 基本方針中に「軍備の充實」と「國家總力の發揮」といふ言葉を挿入し、高度國防國家體制の確立といふ經濟新體制の窮極目的を明かにした。

(三) 指導者原理の復歸を計つた。即ち基本方針中に於て「企業體制を確立し

資本、經營、勞務の有機的一體たる企業をして（國家綜合計畫の下に國民經濟の構成部分として企業擔當者の）創意と責任とに於て自主的經營に任せしめ其の最高能率の發揮によつて生産力を増強せしむ』（括弧内は修正追加箇所）と修正追加して、再び計畫經濟を強調すると共に指導者原理を明かにした。

(四) 經濟團體の組織に關し、懇談會原案には「經濟團體は業者の推薦に基き政府の認可する理事者を中心として之を運営す」とあつたのを「理事者指導の下に之を運営す」と修正して指導者原理を強めてゐる。

再修正の箇所及び再修正追加の文句としては以上の通り極く小部分だが、この經濟新體制確立要綱自體が、全體として指導方針を述べてゐるにすぎ



ず、今後この要綱に基いて具體的計畫が立案實施される譯なので、要綱中に於ける極く僅かな字句の修正もなか／＼輕視できないのである。例へば經濟團體の組織に關し、「理事者指導の下に之を運営す」と再修正された言葉の持つ意味につき、企畫院審議室の一書記官が「之は理事者が、單に經濟團體の運営を指導するばかりではなく、下位團體及び重要企業の經營擔當者を任免し得る様な指導者原理の意味と解釋してよいか」と質問したのに對し星野企畫院總裁は「さう解釋してもよい」と答へたさうである。かうなつてくると要綱に示された指導方針の具體化は、廣い幅と色々重要な問題を今後持つてゐる。

## 二、要綱の具體化が問題

經濟新體制要綱はかくして定つたのである。今後の問題は、この根本方針をどう具體化するのが、生産力の確保擴充のために一番よいかといふ事だ。ここに示された根本方針の具體化についてはまだ／＼幅が残されてゐる。やり方次第では、革新的色彩を濃くする事も出来るし、或は現状維持の方向に後退しないとも限らない。従つて財界方面の關心も専らこの點にかゝつて居る様である。十二月四日、日本經濟聯盟會長の郷誠之助男は、財界有力者を星ヶ丘茶寮に招いて、今後財界の採るべき態度について懇談してゐる。參



會者は、明石照男、青木鎌太郎、池田成彬、井坂孝、岩崎清七、大谷登、大久保利賢、伍堂卓雄、郷古潔、白石元治郎、膳桂之助、高島菊次郎、田島繁二、中島久萬吉、中野金次郎、中川末吉、平生夙三郎、藤原銀次郎、松本健次郎、松本丞治、宮島清次郎、結城豊太郎の諸氏で、種々意見が出たが、結局財界としては、

高度國防國家建設のため經濟界再編成の必然性は之を認め、その遂行に協力する意向は十分持つて居るが何分懇談會案は單なる指導方針を示したものにすぎないから、可及的速に具體案の作成を要望すると共に、その具體案作成に當つては民間の意見を十分參酌してほしい。

といふに一致した。そこで翌五日丸ノ内工業俱樂部で重ねて會合を開き、

星ヶ岡會談の内容を取纏めて意見書を作成し、日本經濟聯盟會、日本工業俱樂部、日本商工會議所、日本實業協會、日本實業組合聯合會、工業組合中央會、全國產業團體聯合會、全國金融協議會の八團體の意見書とし、伍堂卓雄井坂孝、宮島清次郎三氏が代表となつて、七日朝最後の經濟閣僚懇談會に先立つて近衛首相を官邸に訪問手交した。この意見書は財界独自の立場を表明したもので、

一、經濟人は公益優先、滅私奉公の新體制理念には全幅の支持を惜しまないが、重點はあくまで生産力擴充に置くこと。

一、民間に自治的中樞機關を設ける。一方政府に於いては先づ行政機構の整備統合を断行すると共に吏道の刷新を断行すること。



- 一、資本の所有と經營とは、原則として不可分たるべきこと。
  - 一、國家目的に合致する範圍内に於て利潤思想を認めること。
  - 一、急激な經濟界の變動を避けること。
- 等を骨子とし、經濟新體制確立要綱の具體化と運用に重點を置いてゐる。かかる財界の動きにみても、經濟新體制の問題は、今後に残すところ尠しとす。

### 第三章 經濟新體制確立要綱 の内容



## 第一 決定案の内容

昨年十二月七日の閣議で決定した「經濟新體制確立要綱」は、深刻な現非常時を突破するにも、一億國民が相協力して、皇國の理想の實現を翼賛しうるやうな經濟組織を確立する方法を定めたものである。この要綱で、非常時に對應する、またかねて國民の待望してゐた、經濟體制の大體の建築方針が出来上つたわけである。

しかしながら、それは飽く迄も建築方針が決つたといふだけで、詳細な設計の作成と、具體的な建築工事の遂行といふ大事業は、まだ今後に残されて



ある。そののみならず、この建築方針も頗る不完全なものに過ぎないので、これから國民が余程努力しないと立派な建築が出来上らないかも知れない。何となれば第一に「經濟新體制確立要綱」は、昨年八月一日近衛内閣によつて發表された「基本國策要綱」の實施要綱として、基本方針を一步實行に近づけたものではあるが、なほ要するに「要綱」であつて具體的部分が極めて少いのである。つぎに第二には、前章において詳しく述べた通り、本要綱は國內のあらゆる勢力が揉み合つた結果、複雑な経過をへて漸く出来上つたものであつて、その間にいろいろの妥協が行はれたので、理想的な經濟新體制に合致しない部分もあり、またどうにでも解釋出来るやうな辭句でお茶を濁して、問題の解決を將來に持ち越した部分もある。これは誠に怪しからぬ事

のやうであるが、革新勢力に現状維持勢力が喰ひ下るのは、いつの世でも仕方のないことであつて、物事はさう一足飛びに行けるものではないし、殊にわが國は戰爭中で國內相剋をなるべく避けねばならぬ立場にあるため、政治的な處理が一層難かしく、ある程度の妥協も場合によつては止むを得まい。

以上のやうなわけで、この建築方針の具體化の仕方如何で、どんな暴風雨にも堪へ、且つすべての家族が楽しく、便利に住めるやうな、立派な建築が出来上るか、それとも直ぐ雨漏りしたり、家族から不平が出たり、喧嘩が起きるやうな拙い建築が出来上るか、決るのである。しかし妥協にも我慢の出来るものと、出来ぬものがある。十疊の間を六疊で辛棒しろといふのなら、場合によつては仕方がないが、一寸した風雨に、雨漏りがしたり、瓦が飛ぶ



のでは我慢が出来ない。したがって、われ／＼は、こゝをよ／＼見極めて少くも時局乗切りに最小限度必要な体制を、一刻も早く確立することに努めねばならない。

なほ、附け加へておきたいことは、本要綱は「經濟新體制確立要綱」となつてゐるが、實は鑛、工、商業部門の新體制案であつて、經濟新體制案の一部をなすものに過ぎない、といふ點である。ひろ／＼、鑛、工、商業部門の新體制は、最も重要であると同時に最も實現困難であり、これがために鑛、工、商業新體制案を經濟新體制案とよんだのであらうか、本當の經濟新體制は、別個に政府の研究し、また研究しつゝある農業新體制案、財政金融新體制案、勤勞新體制案、交通新體制案、消費者組織確立案等と相俟つて、初めて完成し

されるものであることを承知せねばならない。

昭和十五年十二月七日、閣議決定をみた「經濟新體制確立要綱」の全内容は次の通りである。

### 經濟新體制確立要綱

#### 第一 基本方針

日滿支を一環とし大東亞を包摂して自給自足の共榮圈を確立し其の圈内に於ける資源に基きて國防經濟の自主性を確保し官民協力の下に重要産業を中心として綜合的計畫經濟を遂行し以て時局の緊急に對處し國防國家體制の完成に資し依つて軍備の充實、國民生活の安定、國民經濟の恒久的繁榮を計らんとす而して之が爲には



(一) 企業體制を確立し資本、經營、勞務の有機的一體たる企業をして國家綜合計畫の下に國民經濟の構成部分として企業擔當者の創意と責任とに於て自主的經營に任せしめ其の最高能率の發揮に依つて生産力を増強せしめ

(二) 公益優先、職分奉公の主旨に従つて國民經濟を指導すると共に經濟團體の編成に依り國民經濟をして有機的一體として國家總力を發揮し高度國防の國家目的を達成せしむるを要す  
本要綱の實施に當りては現下の時局に鑑みその緊急なるものに重點を置き必要に應じ逐次之を實施するものとし生産力の低下、配給の不圓滑を生ずることなく民心の不安を來すことなきを期す、なほ本體制の整備に即應して關係行政機構及びその事務の再編成を行ふ

## 第二 企業體制

企業體制を確立し各個の企業をして國家目的に従ひ其の創意と責任とに於て之を經營せしめ生産の確保増強を期す

一、企業は民營を本位とし國營及び國策會社に依る經營は特別の必要ある場合に限り

二、企業は其の性質に依り一定の基準に従ひ之が設立等につき必要に應じ制限を加ふ

三、企業は其の性質に依り一定の基準に従ひ生産計畫並に技術的見地より見て之を分離結合せしむることを得

四、中小企業は之を維持育成す但し其の維持困難なる場合に於ては自主的に整理統合せしめ且其の圓滑なる轉移を助成す

五、企業は國家的生産増強に寄與せしめ又其の恒久的發展を遂げしむる爲適當なる指導統制を加ふ

(イ) 主要物資の價格を公定するに當りては中庸生産費を基礎とし適正利潤を計上す

(ロ) 國民經濟の秩序保持に障害ある投機的利潤及び獨占的利潤の發生を防止すると共に適正なる企業利潤を認め特に國家生産の増強に寄與したる者に對しては其の利潤の増加を認む

(ハ) 企業利益の分配に當りては適當なる制限を加ふるも其の超過部分は公債其の他を以て留保し一定條件に従ひ一定期間後に於て處分するの途を拓く

(ニ) 發明發見に依り國家生産の増強に寄與したる者に對しては特別なる報償の途を講ず

(ホ) 技術は之を公開するの途を拓き其の優秀なるものに對しては適當の報償を與へ以て其の進歩



を促進す

(ハ) 企業の設備更新を容易ならしめ其他企業の基礎を強固ならしむる爲償却を強化す

(ト) 企業の國家的生産増強に對する寄與に應じ重點的に其の擴充發展を助成す

六、農業水産業經營の企業體制については別途之を考慮す

### 第三 經濟團體

#### 一、經濟團體組織

(イ) 重要産業部門については企業及び組合を單位とし同一業種に屬する業者又は同一物資に關する業者を網羅する業種別又は物資別經濟團體を組織す

其の基本條件左の如し

(1) 經濟團體は之を特殊法人とす

(2) 經濟團體は業者の推薦に基き政府の認可する理事者指導の下に之を運営す

(ロ) 其他の産業は前項に準じ必要に應じ業種別又は地域別系統團體に組織す

(ハ) 外地の企業は外地各地域に於て前各項に準じ夫々經濟團體を組織す但し内地との一元的統制を特に必要とするものについては全國的統制につき適當なる措置を講ず

(ニ) 經濟團體を組織するにつき特に留意すべき事項左の如し

(1) 經濟團體の編成に當りては重要なものより逐次必要の順序に依り之を組織す

(2) 軍事上特に必要ある企業については別途之を考慮す

(3) 全産業を統轄する最高經濟團體は必要ありと認めたる時に於て之を設置す

#### 二、經濟團體の職能

(イ) 重要産業經濟團體の職能左の如し

(1) 政府の協力機關として重要政策の立案に對し政府に協力すると共に實施計畫の立案及び其の計畫實行の責に任じ且必要ある場合に於ては政府に意見を具申す

(2) 前項の計畫實行につき下部經濟團體及び所屬企業の指導に任ず

(3) 必要に應じ生産、配給等經營の實績調査を爲すと共に生産品の品質規格の検査の衝に當り下部經濟團體を監督す



- (4) 共同計算其の他の方法に依り犧牲事業等に對し共助の實を擧げ産業の發展に資す
- (ロ) 其の他の團體の職能も概ね右に準ず
- 三、政府の監督及び大政翼賛會との關係
- (イ) 政府は經濟團體を指導監督す、經濟團體の整備に伴ひその運営は之を出來得る限り自主的ならしめ指導監督は大綱に止む
- (ロ) 政府は經濟團體の組成發達を計るため大政翼賛會と協力す
- 四、農林水産業に關する經濟團體組織については別途之を考慮す

## 第二 綜合的計畫經濟

### 一、綜合的計畫經濟の意義

「經濟新體制確立要綱」が、新時代の經濟組織として示してゐるものは、いろいろあるが、そのうち最も明瞭な表現で宣言してゐるものは、計畫經濟の實施といふことであらう。即ち、本要綱は、基本方針の劈頭において、「綜合的計畫經濟を遂行」することによつて、

- (1) 時局の緊急に對處し。



(2) 國防國家體制を完成し。

(3) 軍備の充實、國民生活の安定、國民經濟の恒久的繁榮を計る。

ことを根本方針としてゐる旨を闡明し、計畫經濟といふ體制の必要性と重要性を強調してゐるのである。しかして、これによつてわが國經濟が、統制經濟の段階から計畫經濟の段階に押し進められようとしてゐることは、わが經濟史上畫期的な變革として注目されねばならない。

周知の如く、わが國における經濟統制は、支那事變を楔機として、年一年と強化の一途を辿つて來たのであるが、その統制は、鐵は鐵、米は米といつた風に、各物資或は各部門毎に、バラ／＼に行はれてゐたのである。勿論かういふ統制の仕方、わが國經濟が相當な餘裕をもつてゐる間は、別段支

障なく行はれた。それは、ストックがあつたため、需要が供給をある程度超過しても、當分はこれを喰ひ潰して凌ぎをつけることが出來たし、また金が相當あつたから、これを海外に現送して、必要な物資を輸入し、需給の埋合せをつけることも出來たからで、更にまた、簡単に使用を制限、禁止させるものもあつたので、この不要不急品の制限で必要物資への供給を増すやうなことも可能であつた。ところが、ストックも金もなくなり、また制限しうる不要不急品もなくなつて、どれもこれも必要だといふことになる、今度はそのうちに必要の程度に應じて順番をつけて、出來るだけ合理的に使用されるやうに工夫しなければならなくなる。かうなつてくると、一つの物資の消費も、その部門内の情勢だけで、簡単に決定されなくなるのである。即ち



統制が一物資、一部門内の統制でなしに、全體の統制たることを必要とされるやうになるのである。

今日、部門別の統制が、いかに困難となつてゐるか、ひとつ實例を擧げてみよう。最近鐵鋼の増産が、なか／＼豫定通り運ばず、當局も鐵鋼業者も種々苦心してゐるのだが、増産計畫がうまく渉らない一番大きい原因は、良質の石炭が十分に手に入らないことにある。そこで鐵鋼関係の人々は、現在良質の石炭を澤山消費してゐる所を調べて、そこから石炭を捻出させるか、或は悪い石炭と交換して貰はうといふことになつた。ところで、調査の結果、現在良質の石炭を最も豊富に使用してゐるのは、鐵道省と瓦斯會社であることが判明したので、早速鐵道省に右の交渉に出かけると曰く、

「よろしい。鐵鋼國策のためとあらばやむを得ません、お取換へしませう。しかし、悪い石炭を使うことになると、機關車の牽引力が激減するから、機關車の大增産が必要になる。時局柄、輸送力の低下は大問題であるから、石炭を引換へる代りに、機關車増産に必要な鐵を戴きたい」と。

勿論そんな餘分な鐵がある位なら、頭を下げて鐵道省へ懇談に行くやうな窮餘の一策を講ずる迄もなく、初めから石炭の増産や輸送船の建造に振向けられてゐる筈の所だから、早々に鐵道省との交渉をうち切つた鐵鋼関係者は、今度は瓦斯會社に話を持ちかけた。すると瓦斯會社曰く、

「瓦斯會社が現在安い料金で、一般家庭に瓦斯を供給してゐるのは、副産物の利益でやつと埋め合せをつけてゐるからです。石炭を取換へるならば、



瓦斯料金の値上げを承認するやうにして戴きたい。

これで、結局この思ひつきはオヂャンになつてしまつたのであるが、かくの如く今日では石炭の能率的消費といふ一事だけでも、鐵鋼業者の希望通り決められず、また鐵道或は瓦斯會社の意見をその儘入れていゝといふわけに行かず、さりとて石炭業者の手にも負へないから、結局全産業部門の合理的配置をまづ決めてかゝらなければ、水掛け論になつて、いつ迄経つても片をつけ得ない状態となつてゐるのである。即ち全産業を通ずる綜合計畫がまづ決定して、鐵道は輸送力が三割位減つても差支へない計算になつてゐるか、ら石炭を分けてやれとか、木炭で瓦斯に代用させる見込みがついたから、瓦斯會社は四割操短してその石炭を振向けるとかいふのでなければ、最早解決

のしようがないのである。

以上の如く、各商品別、各物資別、各産業別に行はれ來たわが經濟統制は既に統制力の限界に達したので、今や全産業を通ずる綜合計畫に進まざるを得なくなつた。この綜合計畫にもとづいて、生産と消費を少しの無駄のないやうに、計畫通りに實行して行かうといふのが計畫經濟であり、綜合的計畫經濟とあるのは、計畫の度合ひが廣汎にわたり、細密に及んでゐるとの意味である。

しかしてこの計畫經濟の、從來の統制經濟との相違點として注目すべきは、第一に計畫經濟は、國家經濟の一部分を統制の對象とするものではなく、國家經濟全體を一個の統制の對象として認めるといふ點である。つぎに第二點



としては、すべての生産、消費が、豫めその必要性、その効果を比較検討した末に決定されるから、限られた物資や勞力が、最も有効に使用され、したがつて國家經濟力が最高度に發揮されるといふことである。そして第三には從來の統制が、統制の力によつて統制の對象になる生産、消費、配給を目標に近づけて行かうとするに對し、計畫經濟は何よりも先に、まづ一個の統一的國家意思があり、すべての經濟行爲がこの意思のもとに行はれるといふ點である。この第三點は、特に重視すべき點であつて、まづ統一的國家意思があるから、從來經濟行爲をなす場合、やゝもすればあり勝ちだつた國家意思そのものゝ分裂、換言すれば統制するものゝ意見の喰ひ違ひといふものがない。それと同時に、生産、消費の遂行者は、從來のやうにたゞ力で引張

られるのでなく、最初からその行爲の目標と位置が明白に與へられるので、國家的使命を感ずることが出來、そこに自律統制の可能性即ち統制が自動的に遂行される可能性が生まれて來るわけである。

なほ計畫經濟の實行は、技術的にみて極めて困難であり、それが支障なく遂行されるためには、統制機構の整備、企業の私益性揚棄、萬民的統制の確立等が必要となるのであるが、これについては夫々の項において説明を加へることとする。

## 二、綜合的計畫經濟に對する批判



計畫經濟に對しては、財界の一部から、それが共産主義であるといふ非難が浴せられた。この非難の勢力は、なか／＼侮り難いものであつて、その結果經濟關係懇談會の修正案では、企畫院原案の計畫經濟といふ言葉が、全部「經濟計畫」に變へられてしまつたのであつた。

計畫經濟は「赤」であると攻撃するもの、中でも、いろ／＼あつて、單純なのはソウエートが計畫經濟實施の本家であるから、計畫經濟は即ち共産主義である、と主張した。しかしこんな馬鹿げた理窟が成立たないのは、極めて明かである。成る程ソウエートが計畫經濟を實施してゐることは、間違ひのない事實である。けれども計畫經濟は國家の總力を遺憾なく發揮せしめようとすれば、必ず採らざるを得ない體制なのであつて、ドイツにおいても、既

に第一次世界大戰當時ある程度の計畫經濟を實施してゐるのである。いまわが國が、國家總力を發揮しうる體制を採る必要に迫られて、計畫經濟を實施したからといつて、それが共産主義思想の現れだといふわけには行かない。

凡そ共産主義は一切の私有財産を否定せんとする思想である。しかし、私有財産を認めず、全部國家のものにしてしまふといふやうな事は、本要綱のどこにも書いてない。次にこの思想は、資本主義が行き詰ると、資本家、地主の階級と労働者、農民との利害對立が激しくなり、結局労働者階級が暴力をもつて資本家階級を打倒し、資本家に都合よく出來てゐた國體を變革するにいたる、とするものである。しかし本要綱は國體の變革を企圖するものではなく、殊に暴力思想を容認するものでもない。更にまた共産主義はその目



標達成のため、まづ労働階級の獨裁する國家を出現せしめようとするものだが、本要綱の目標は萬民翼賛の體制であつて、一部階級の獨裁の如きは、その最も排撃するところである。これらの事は、閣議決定をみた本要綱について云ひうるのみならず、企畫院原案についても同様に斷言出来る所であつて企畫院原案を「赤」であると攻撃したのは、攻撃の手段に「赤」を利用した形跡が多分にあるのである。

このやうに計畫經濟を單純に「赤」ときめてかゝつて、これに攻撃を加へるものも少くはなかつたが、更にもつと理論的なやり方で、計畫經濟は結局「赤」になるより外仕方がないといふ非難を加へたものがあつた。即ち計畫經濟は事實上實施不可能なもので、失敗に終る外はないが、經濟困窮の果で

失敗に終つたなら國民は結局「赤」に引きずられて行くことになる、といふのである。

それでは、何故計畫經濟は事實上實施不能だといふのか、論者の説く所はかうである。今迄はすべてのものに市場價格といふものがあつた。それである物の必要が多くなれば、その品物の値段が高くなるから、自然生産が増して需要に應じる、一方必要が少くなれば、値段が下り、不必要な物の生産が止る。かくの如く、市場價格といふものによる自動調節作用のお蔭で、必要な物の生産される反面、不必要な物の生産が自然に抑へられ、萬事物事が圓滑に運ばれたのである。ところが計畫經濟では、市場價格が失はれて公定價格が設けられ、物の經濟的利用は國家の意思が判斷して主觀的にさめること



になる。市場価格がある場合には、刻々に變化する社會の動きが、すべてこの價格に直に反映されるからよいが、計畫をつくるものゝ主観で、生産、消費を決めることになる、時々刻々變化する社會條件の動きを全部とり入れて、計畫を組み直して行くのでなければ、物の經濟利用が期せられない。例へば、鐵、銅、セメント、木材等あらゆる物資について、軍需にいくら、民需にいくらと定めてあつても、静岡に大火災が起ると、もうあらゆる物資の最も經濟的な消費、生産の方法は、根本的に考へ直さねばならないことになる。しかもかういふ社會情勢の變化は、時々刻々に現れるものだから、この變化に應じて行くことは人間業では到底不可能で、結局必要な物の不足する反面、多くの不急品が生産されるといふ状態に陥ることは避けられない。以

上が計畫經濟不可能論の主要である。

なるほど論者のいふ如く、計畫經濟の完全な遂行は極めて困難に相違ない。しかし市場價格がなくなるからいけないといつても、價格の昂騰によつて需要の絶対に減少しない、いはゞ至上命令的な戰中需要の出現によつて、わが國の市場がその自動調節機能を維持出来なくなつたからこそ、計畫經濟といふ唯一つの對策を見つけて來たのであつて、それでは計畫經濟を実施せずして、日本經濟を起死回生させる道があるかといふと、論者もその對案を出してゐないのである。われわれが現在直面してゐるのは、未曾有の難局に遭遇してゐるわが國が、この難局に堪へ、更に無限に發展して行くためには、一體どうしたらよいかといふ嚴肅な事實である。この事實が動かさぬ以



上は、われ／＼は計畫經濟の實施を困難にしてゐるあらゆる條件を是正し、克服して行くより外に、方法がないではないか。

### 三、わが國における計畫經濟の特殊條件

わが國が計畫經濟體制を確立するに當つて、その内外の情勢上、特に注目されねばならぬ點がある。

その一つは、基本方針の最初にのべてゐる如く、大東亞共榮圈の確立と、その圈内における資源で國防經濟の自主性を確保せねばならぬといふことである。即ちわが國は世界新秩序建設に當つて、東亞新秩序建設といふ役割を

擔當するものであることは、日獨伊三國同盟によつて明かである。一方英米の經濟依存を脱する必要がある、また脱することを餘儀なくされてゐる實情にもある。そこでこれより實施されんとする計畫經濟は、東亞における自給經濟の確立を目標とし、また東亞の資源を基礎とするものでなければならぬのである。

つぎに計畫經濟は先づ「重要産業を中心として」逐次實行に移されねばならぬ。計畫經濟は、理論的に云へば、あらゆる部門を通じて實行さるべきものであるが、現在の状態から一足飛びに、新しい計畫經濟體制編成替へを行ふことは不可能である。しかるに現在時局の要請は、一刻も早くこの體制の整備を必要としてゐるので、取敢ず、時局にとつて最も重要な企業から順次



計畫經濟への體制を整へ、比較的重要なでない産業の、計畫經濟體制への繰り入れは、これを後日に廻さざるを得なくなつたのである。

### 第三 企業體制の確立

#### 一、經營と資本の分離

經濟新體制確立要綱は、計畫經濟の實施を宣言した。まさに畫期的宣言である。しかし計畫經濟の遂行は、最高度の統制技術的困難を伴ふものであり、今迄のやうに國民が統制するものと、統制されるものとに分裂して、追ひかけ合つてゐる状態では、到底實現不可能である。それには、統制が自らはれるやうな企業組織の確立と、産業統制機構の組織的一元化が必要である。



要綱が基本方針の第二段目で、「而して之が爲には(一)企業體制の確立……(二)經濟團體の編成」が必要であるとしてゐるのは、即ちこの意味に外ならない。まづ企業體制確立の問題から説明して行かう。

計畫經濟においては、各産業部門の經濟計畫が極めて密接に關係してゐる結果、一産業部門における計畫の破綻は、直に他の産業部門における計畫に影響して、その計畫實現を不可能にする。石炭の増産計畫の破綻が、直に製鐵計畫、電力計畫等の破綻を通じて、全産業に波及した如きは、その一例である。したがつて計畫經濟には、あらゆる生産、消費部門の事情が正確に計畫者に反映される機構がなければならぬ。これを換言すれば、國家經濟も、一個の企業或は一家の經濟の如くに透明化しさへするならば、計畫經濟を遂

行することは、必ずしも不可能でないのである。

しかし今迄のやうに國家の尨大複雑な經濟の全部を、僅かな官僚だけで切廻して行くのでは到底間に合はない。しかも、官僚は要するに一個の素人に過ぎないのみならず、更に悪いことには、官僚によつて統制される立場にある産業人の一部が、これ迄は統制の隙を見出さう、見出さうとして努力する傾向にあつたのである。こんな状態で、計畫經濟が圓滑に遂行される筈はない。これはどうしても、從來のやうな統制する者と統制される者との區別を無くして、實際の知識と經驗を持つてゐる産業人が、統制に自發的に協力するやうに改めなければ駄目である。けれども現在産業の第一線に立ち、實際の知識、經驗をもつてゐる社長、重役等の經營擔當者は、その大部分が株主



から任命された一使用人に過ぎぬ實情にある。したがって國家本位の立場にたつて、統制に協力したくても、經營擔當者達はどうしても自分の會社の利益に反するやうなことが出来ないものである。勿論經營擔當者(重役)のうちには、企業の私益を排して、公益本位に經營を行つて行く者も少くないであらうが、折角さういふ立派な人が居つても、現在の制度では、そんな經營者はいつ何時地位を追はれねばならないか分らぬのである。

そこで經營擔當者の企業の指導者としての地位を安定させ、何ら利益の束縛をうけることなく、公益的立場から統制に協力させることが必要になる。事實、國家經濟運用の、最も中心になるべき經營擔當者が、私益のために嘘をつかねばならないのでは、計畫經濟は全然成立たない。この問題が、所謂

「資本と經營の分離」といふ問題で、要するに資本は一定の配當を受けさへすればよいのだから、經營者まで任免するやうなことをせず、企業の經營は國家が眞に公益的且有能と認められた人物に委せればよいではないか、といふことである。

この問題は、經濟新體制要綱が決るまでに、最も喧しく議論されたもので、企畫院原案には、「經營擔當者に公的性格を付與する」といふことが明記されてゐたのであるが、本要綱ではそれが削られて、(イ)個々の企業は國民經濟の構成部分即ち公的なものであること、(ロ)その企業は企業擔當者の創意と責任とにおいて自主的經營に任せしめること(基本方針参照)の二つの中に、辛うじて織込まれてゐる。無論これだけの辭句から、右の意味を酌み取



ることは困難で、本要綱は財界一部の反対が見事に奏功して、資本と經營の分離を抹殺してしまつた形だが、しかし今後の具體化で、資本と經營の分離を持出しても、本要綱の内容にそはぬとは言へないのである。それだけに、この具體化が一層微妙な問題を將來に残してゐるのである。

それにしても財界の意見書が「重役の選任は株主總會の選任によらしめ、唯その企業が國家目的に副はざる場合、重役を否認するを得ること」としてゐるのに、政府決定の要綱中にはこの問題が殆ど跡方なく消されてしまつてゐるのは、經濟閣僚會議において吹き荒れた反動勢力の嵐が、いかに猛烈であつたかを示すものであらう。

## 二、利潤本位より生産本位へ

計畫經濟において經營者の公的地位の確保が必要なことは、既にのべた通りであるが、計畫經濟實施に伴ふ困難を克服するためにも、本要綱の根本目標である國家經濟力の最高發揮を實現するためにも、今一步溯つて各個の經營そのものが公的性格を帯びるやうにしなければならない。即ち各個の企業が私益追及の機關である前に、まづ國家の經濟機關でなければならないのである。これは言葉を換へていふならば、すべての經營が利潤本位に非ずして生産本位に營まれ、また儲けといふことを考へる前に、まづ國家に必要な物



の生産といふことを考へるやうに改められることである。(現在の經營が利潤本位に行はれてゐるために、わが戰時經濟がいかなる行きつまりに陥つてゐるかは、すでに本書の最初の部分で述べた通りである。)

現代の企業は、利潤追及本能に刺激せられて活動してゐる。すべては儲けるためである。そしてこの本能があるが故に、技術の發達があり、生産も推進されるのである。しかしながら今日では、一方において利潤第一主義になつてゐるために、闇取引が起り、低利潤のため必要物資の生産が止まり、更に經營の内容を秘密にして、計畫の樹立遂行を妨げるやうな結果に陥つてゐるのである。

現状においては、經營が利潤本位であれば、どうしても公益に牴觸するや

うなことが起り、計畫經濟の實行も妨げられるのであるが、利潤本位が國家利益に衝突するやうになつたのは、近年の現象に過ぎず、もと／＼公益と私益とは完全に一致してゐたのであつた。即ち資本主義興隆期においては、良い物を一番安く提供するものが同業者との競争に勝ち、最大の利潤獲得者になり得たので、結局利潤追及と國民の利益とは何らの矛盾を來さなかつたのである。所が今では、この事情が全く一變して、悪いものを、高く賣りつける者が一番儲かることになつてゐる。蓋し、戰時經濟を維持するためには、物價を抑へねばならず、抑へられた物價の下では、需要は完全に供給を壓倒してゐるからである。かういふ状態になつてくると、利潤本位は國家の利益と全く背馳する。企業は技術の進歩をはかるよりも、闇取引で高く賣りつけ



ることを考へる。生産性の向上が止つて、企業の秘密保持の傾向が益々強くなる。これにおいて、經營を利潤本位から生産本位に移行させ、經營者がいかにして利潤を増すかといふ點で智慧を揮うのではなく、どうすれば良いものを澤山造れるかといふ點で、二者互ひに努力し合ふやうに改めさせねばならなくなるのである。

處がこの利潤本位より生産本位への問題も、企畫院方面と經濟關係との對立が激しく、原案は經濟關係懇談會ですつかり骨抜きにされてしまつた。即ち原案の考へ方は、企業の利益の分配を統制して、企業の無限に利潤を追及せんとする本能を押へるといふに、統制された利潤を設備の増強や、經營者、勞務者、技術等の國家的寄與に對する報償に振向けさせようとする所にその

重點があつたが、本要綱では左の諸點において僅かに、生産本位への名残りを認めうるのみとなつた。

一、企業をして……最高能率の發揮に依つて生産力を増強せしめる（基本方針）。

二、企業は場合により之を分離結合せしむることを得る。即ち一つの會社が貿易と海運と造船をやつてゐるやうな場合、都合によつてこれを三つに切り離し、夫々同種の企業に統一する（企業體制）。

三、技術公開の途を拓く（企業體制）。

四、企業の國家的寄與に應じ、その優先的擴充を認める（企業體制）。

しかして、「企業體制」の五の（ハ）においては、利潤本位の考へ方が、未だ



最も濃厚に残存してゐるのであつて、原案が企業利益を統制するとしてゐるに對し、二二では利益分配に制限を加ふるも、超過部分は留保し、一定期間後處分する途を拓くとなつてゐる。即ち原案は利潤分配の統制によつて、いくら儲けても株主には一定限度以上利益が渡らないやうにし、もつて闇取引等を誘發せしめる原因を根本的に除去しようといふのであるが、本要綱は利潤分配に制限を加へても、それは今直に分配しないといふだけで、儲けた利潤を積立て、ちいて、後日株主の處分に委せるといふのだから、依然として出来るだけ儲けようといふ本能は残されるわけである。

### 三、報償制度の意義と内容

企業が利潤追及を活動の根本動機としたのでは、儲からねば造らなかつたり、経営者を私益的に働かせたり、また企業を秘密をつくらせたりして、國家總力の發揮や計畫經濟の實施に支障を來すので、經營を利潤本位から生産本位に移さねばならないことは、前にのべた通りだが、さりとて今迄經濟活動の根本動機だつた利潤追及を抑へただけで、捨て、ちいては、經濟活動が鈍る惧がある。そこで、企畫院原案は、経営者や勞務者或は一つの企業全體が、國家的生産に貢献したならば、國家がこれに對して報償するといふ



對策をとつた。即ち例へば經營者の經營の仕方がよかつたならば、國家が賞與金なり名譽なりで、この經營者の功勞に報いる、といふのである。無論實際經營の衝に當つてゐる会社の重役は、同じく努力が酬いられるのならば、株主から待遇されようが、國家から待遇されようが、別段異ならないから、利潤は抑へても經營機能の促進に變化を來さないわけである。

しかし經濟關係懇談會の大勢が、利潤本位を捨て切れず、經營者の任免を依然として株主の自由に委せておくやうな情勢では、報償制度も問題にはならなかつた。經營者の報償は株主がします、といふわけで、跡方なく消されてしまつたが、今後利潤本位の清算といふ問題は、本要綱の具體化に當つて必ず問題となつてくるから、それに関連して報償制度といふ問題のある事を

一應頭に入れておいてよ。

なほ、要綱の第二「企業體制」の中には、以上のべたところ以外にも、何項目か掲げてあるが、當り前のことを當り前に云つただけで、大して意味のあることではない。たゞ中小企業の問題は、頗る重要であるが、これは次の統制機構の中でのべる。



## 第四 産業統制機構の再編成

### 一、經濟團體の整備

計畫經濟を遂行するためには、企業内部の性格を變へることも必要だが、それと同時に産業の統制組織が縦にも横にも完全に整備して、上の意思が直に最下部の企業に滲透し、また下の事情が正しく上に反映されて行くやうに、改善されなければならぬ。それでなければ、市場の自働調節作用のない計畫經濟においては、飛んでもない不經濟が行はれる惧がある。たとへば

大製鐵工場が椿事を起したとすると、これに對して直に全體の綜合計畫にある程度の修正を加へねばならない。即ち、復舊に要する鋼材は官廳の建築を延期して調達するとか、或は製鐵用石炭の需要が一時少くなるから、石炭増産計畫を少し遅らせて、その資材を他に流用するとか、いろ／＼の直接的、間接的影響に對する應急策が必要なのである。しかし、全國の鐵鋼使用狀況が一目瞭然に分つてをり、しかもこの應急策を直に決定しうるやうな組織が出来てゐなければ、官廳の建築に鋼材が使用されてしまつたり、遅れてよい石炭の方でも鐵を使つてしまつたりして、結局多大の犠牲と拂つても、輸送船の建造を中止して、これを復舊に廻したりしなければならなくなるのである。



それからまた、計畫經濟が圓滑に遂行されるためには、何よりも先に實情に即した計畫が出来上がることが必要であるが、それにはあらゆる生産、配給、消費の状態が正しく計畫に織込まねばならない。しかして、これがためには、あらゆる生産者、配給者、消費者が全部組織化されて、一つの統制の網の目の中に這入らなければならぬ。かくして、どこかで一つの網を引けばそれがどの網の目をも動かし、反對にどの網の目を魚がついても、網の先を握つてゐる人に直にそれが感じられるやうにすることが肝要だ。

かくの如く、計畫經濟には、産業統制機構の整備が必要だが、統制經濟の發展につれ統制機構は急速に擴大強化されて來てゐるので、わが國においても、既に相當廣範圍の産業統制組織が出来上つてゐる。たゞ、その組織はま

だ全産業に行き渡つてゐないし、また統制組織が一元化されてをらず、重複錯雜を極めてゐるのである。そこで、この混亂してゐる統制組織を整理して一元的統制系統に再編成し、それとともに、統制範圍を全經濟分野に迄擴充しようといふ要求が生じたわけである。

産業統制機構の再編成の必要については、官民の意見が完全に一致し、この點では最早問題の餘地はない。本要綱も、第三「經濟團體」で、統制計畫の樹立、遂行の任に當るべき經濟團體組織の編成の方針を決めてゐるが、それは民間經濟團體の發表した試案と、さう大した違ひのあるものではない。たゞ、經濟閣僚懇談会で議論の對象となつたのは、次にのべる經濟團體の機能の問題即ち指導者原理をどの程度に貫くかといふこと、最高經濟團體設



置の問題であつた。

なほ、本要で定めてゐる經濟團體の再編成方針は、極めて大雑把なものであるから、實際の具體化に當つては、まだ研究の餘地が大いに残されてゐると同時に、それだけに相當の摩擦も豫想される。

## 二、指導者原理の必要

指導者原理は、政治新體制といはず、經濟新體制といはず、わが國におけるあらゆる新體制運動全體を通ずる根本原理である。自由主義時代においては、物事を決定するのは、すべて多數決であつた。目明き千人、盲目千人と

いふが、盲目が千一人あれば、盲目のいふことを聞かねばならない。のみならず、萬事かういふ煩雜な手續を経なければ決定しないから、物事が遲滯し、すべての發展が停頓する。

政治新體制では、自由主義時代のかういふ缺點を改めるため、大政翼賛會の發足に當つて、近衛總裁が「衆議統裁」といふ新しい形式を採用し、意見はすべての人に十分述べさせるが、決論は形式的多數決に依らず、指導者たる總裁が皆の意見と自分の知識、經驗とを基礎として、自己の責任において決定する、といふことにした。これが政治新體制における指導者原理であつて、畢竟するに衆愚政治の弊を正さうとするものである。

經濟部面においても、事情は同様であつた。これ迄は、組合、經濟團體の



運営をみても、多数決主義で動いてゐた結果、個人の利害關係に左右されて本當に國家のためになる正しい意見がなか／＼通らない。統制をする役人の方でも、澤山の人が集つて、澤山の判こを取らなければ、銅線一本の配給も決らない。責任の所在が一人の人間に集中されず、方々に分散してゐるからである。

これが、これ迄の統制經濟の運営を困難ならしめた、重要な原因であつた。ところが、計畫經濟のやうな極めて難しい經濟體制を實行して行く段になると、舊態依然たる多数決では到底やつて行けないし、また國家總力の發揮といふ點からいつても、衆愚による運営は決して國家のためにならない。そこで、これはどうしても、知識、經驗を備へた本當に偉い指導者に全部委

せて、その思ひのまゝに事業を運営させなければならぬ、といふことになつた。即ち、鐵鋼のことなら何でも知つてゐるといふ専門家が出て、この人が責任をもつて鐵鋼界全體の運営を一人でやる、その人は更に製鐵、製鋼、鋼材等各部門の信頼するに足る専門家を見つけ出して、これらの専門家を各部門の指導者として自由に運営の腕を振はせる、といふわけである。つまり、鮎川義介とか、野口遵とかいつた人の民間企業經營における獨裁的方式を、國家經濟の運営に當てはめようといふのである。

以上の必要に鑑みて、企畫院原案は、經濟團體の再編成によつて産業統制機構を整備するとともに、整備された統制團體に學識經驗者を指導者として配置し、この指導者によつて各團體従つて各業界が自由に且活潑に運営され



るやうに工夫されてゐた。しかし、これに對して財界の一部では、指導者によつて各業界を運営させるといふ方針そのものに異論はないが、政府が實情に副はぬ指導者を勝手に任命するのでは、反つて生産能率を下げる惧があるとして反對した。その結果、原案で（イ）上位團體の指導者は政府が直接任免し、（ロ）下位團體の指導者の任免は、政府の認可を要す、としてゐたのを本要綱では、上位團體の指導者を認可制に改め、下位團體には觸れぬことにしてしまつた。そこで、今後問題となるのは、下位團體の運営方針で、「經濟團體は……理事者指導の下に之を運営す」とあるうちの指導をいかに解釋するかといふ點であらう。

第三「經濟團體」について論議の中心となつたいま一つの點は、最高經濟

團體を即時設置するや否やといふ事であつた。しかし、これについては、本要綱決定の経緯を説明する際に觸れたから、こゝでは一言するに止めるが、要するにこの對立は、民間が全經濟界を打つて一丸とする最高團體の設置によつて、民間の強力な發言權を確保し、官僚統制を是正するとともに、官界新體制を促進せしめようとしたに對し、役人側は最高團體即時設置が、財界におけるボスの勢力残存の原因となる點を指摘して、これに反對したものである。しかして、その結果は、「必要ありと認められた時に之を設置す」となつて、役人側の意見が通つてゐる。



中小商工業の再編成の問題は、産業統制機構整備の上から云つても、國家總力發揮の上から云つても、是非共解決せねばならぬ重要問題である。即ちわが國産業の特徴は、中小企業の数が頗る多いといふ點にあるが、戰時經濟に入つて各種統制を實施せねばならぬやうになつて以來、統制の任に當るものが、最も困難を感じた事情の一つは、その中小企業が全く何の纏りもなくバラ／＼の儘に放置されてゐるといふことであつた。かういふ状態では、下の實情を掴む手がかりがないから、計畫者は自信のある對策を樹て得ず、ま

### 三、中小企業の再編成

た決定した政策を實現しようとしても、それが一般に徹底しない。そこで、中小企業の組織化といふ必要が痛切に感ぜられたのである。つぎに、わが國の中小企業の多くは、設備や技術の點で、大企業に比較して遙かに遅れてゐる状態にある。この點は、總力發揮といふ見地からみて、是非何とかしなければならぬ。事變當初のうちには、何分生産力が不足してゐたから、能率がよくても、悪くても兎に角生産出來さへすれば、さし支へなかつた。ところが、戰時經濟が進んで、澤山ある設備の中から、一番能率のよいものだけを選んで、生産させねばならぬやうになると、事情が違つてきた。勿論、陸、海軍當局邊りでも、商工省邊りでも、技術指導、設備改善の促進等によつて、能率向上に努力はしたが、一朝一夕でさう飛躍的進歩をな



しうるものではなく、多くのものは依然として舊態に止つてゐたのである。かういふ風に、生産者としての中小企業が劣悪な能率のために行き詰つてゐる反面、商業者としての中小企業も配給統制の進捗による取扱ひ数量の減少、手数料主義による利益の減少によつて、生活難に喘いでゐた。しかし、これらの中小企業を、たゞ能率の見地から整理の方向に進めることは、社会不安を齎す所以であるので、政府は何とか喰ひ繋いで行ける程度に、面倒を見て來たのである。

だが内外の情勢は刻々悪化して、こんな餘裕のあることを續けてゐるわけには行かなくなつた。どんな困難を押し切つてゐても、國家能力の最高發揮を考へねばならない。そこで涙をふるつて中小企業を整理し、見込みのあるも

のは、極力これを指導して技術を引上げ、見込みのないものは他の國家に有用な勞務者として更生させる。それと同時に、残つた中小企業を整然たる統制組織の中に繰り入れ、また一部分は大工場の下請工場として、大企業と親子の關係におかうといふことになつた。

企畫院原案は、この考へ方を探り入れて作成されてゐたものであるが、經濟閣僚懇談會は、中小企業の整理は社会不安を激成するものであり、わが國の中堅層である中小商工業を弱めることは、わが國力を強めることにならず、反つてわが經濟力を破綻せしめる惧があるとして、原案に大修正を加へた。原案が中小企業は生産性の高度化を目的として、之を整理編成す、といつてゐたのを、中小企業は之を維持育成す（「企業體制」の四）と改めたのは



即ちこれである。

日本経済は、わが國の來るべき飛躍發展のために、多くの犠牲を要求してゐる。禁止品製造業者、外國貿易業者、待合その他の娛樂經營者等の事業はその犠牲の一例であり、一般民衆の消費生活における缺乏の生活もまたこの犠牲に外ならない。いま新なる危機を迎ふるに當つて、時局は國力最高發揮のため、中小企業の一部に犠牲を求めて、これを他に轉ぜしめ、他の産業部門における勞力、技術の不足を補填せしめようとしてゐるのである。それにも拘らず、本要綱が「中小企業を維持育成す」と云はずもがなの言明を加へて、戦時經濟の應召者たるの決意をもつて、轉業の方向に最後の踏み切りを試みようとしつゝあつた業者を、困窮の現状維持に坐りこませたのは、大

局からみて國民にも當面の業者にも忠實な行き方とは云へないであらう。一時胡魔化しの甘い言葉をかけても、國家百年の大計を誤るならば、また早晩保持育成といつて居れなくなるのならば、それは中小業者に對する本當の親切ではない。たゞこの場合、區別せねばならないのは犠牲の均等化といふことであつて、勿論中小業者のみに犠牲を強ひて、大企業者は知らぬ顔で納つてゐるのではならぬ。犠牲には、犠牲負擔の均等化が前提條件とされてゐるのである。



## 第五 他の新體制との關係

### 一、官界新體制との關係

計畫經濟體制を整へて、國家經濟力を最高度に發揮させるためには、民間業者の統制機構を整備するとともに、指導者原理を徹底させてその活潑な運営をはかることが必要であり、更に個々の企業をして利潤本位から生産本位へ移行させたり、經營擔當者の公的地位を確保したりすることも必要である。これは、すべて既にのべた通りである。しかしながら、經濟新體制の確

立は、統制される者即ち民間業者の側における改革のみをもつて、實現しうるものではない。これと並行して、統制する者即ち官僚の側の新體制も、絶對に必要であること、云ふを俟たない。蓋し從來の統制の行き詰りに對しては、官僚の繩張り争ひや非能率的な行政機構等も、その原因の一つとして責任の一半を負ふべきものだからである。

しかし財界が利潤本位の經營や重役の任免權を捨て切れぬのと同様に、官僚もまた、過去數年間にわたつて維持してきた、戰時經濟の指導者としての地位を捨て切れぬのである。即ち本要綱が出来上るまでの過程においても官僚のこの氣持が屢々明瞭に現れたのである。その一つは、各省のブロックの對立を緩和しようといふ試みが、揉み潰されたことで、企畫院原案が決



る前には、「民間には最高經濟團體を造らせて、こゝで民間の總意を決定し、一方官廳側の意見は擴大強化された企畫院へ集めて、こゝで綜合統一をはかり、官廳の總意を決定す。かくして企畫院と最高經濟團體が接觸すれば官民一致、上意下意綜合の根本方針が決定することになり、政策の樹立、遂行が迅速確立となる」といふ意見が提示されたのであつたが、監督下各業界に對する指導權の喪失を恐れた各省の反對に遭つて、一蹴されてしまつたのであつた。いま一つの例は、最高經濟團體即時設置に對する反對であつて、それには自由主義勢力の殘存を危惧する意味もあつたが、それと同時に、強力な民間經濟團體の出現が、官廳の業者に對する睨みを弱くする點を恐れたためでもあつたのである。

けれども、經濟新體制運動の起る迄の経過を振り返つてみると、民間自治統制も駄目、官僚統制でも困るといふので、これに代つて國民全體による統制即ち官民を通じ、眞に統率者としての資格ある人間が、他の一般國民を導いて行くといふ方法を確立しようといふ事になつたのであるから、官僚のみが舊態に止まることは許されない道理である。もとゞ、これまで官僚がわが國經濟の指導者となつてゐたのは、單に民間業者が私益に固着しをり、統制權を與へると、直ぐそれを自分一個の利益のために利用するためであつて知識と經驗に富む民間業者が本當に公益的立場に徹底するならば、これまで委されてきた指導權をこれに還付するのは、むしろ當然といはねばならな



經濟新體制確立に官界新體制の絶對に缺くべからざることは、經濟閣僚懇談會で喧ましく主張され、民間團體側でも騒ぎ立てた結果、本要綱では、基本方針の最後に「本體制の整備に即應して關係行政機構及びその事務の再編成を行ふ」といふ一句が付加されるにいたつた。官界新體制が經濟新體制と不可分の關係にあることを、はつきり念を押されたわけである。

官界新體制とは、要するに官界の人と機構とを改善することであるが、その改善の手初めとなるのは、人の質的向上でなければならぬ。何となれば、人が機構の改善を邪魔するからである。しかし官僚の質的向上をはかる上に障碍となつてゐた法令がこれ迄あつた。その一つは「官吏身分保障制度」で何か落度がなければ、たゞ無能だけで官吏をやめさせるわけには行かないの

である。他の一つは、「官吏任用制度」で、一定の資格がなければいかに有能な人材でも、これを官界の高い地位につけることが出来ないことになつてゐる。さらに官吏の資格試験である高文試験も、従來は法律に片寄り過ぎて、素質のよい人を選び出すに適當でない。そこで、まづこれ等の諸點を改めなければならぬわけだが、昨年十二月三十一日の樞密院本會議で上記諸制度の改正が可決され、本年初めから實施されることになつたので、この障碍は取り除かれた。そこで残る問題は、如何にして従來の官僚を有能且國家的な人物に引上げるか、また如何にして民間有能者を官界に登用するか、といふこと、それが果して實現されるか否かといふことである。そして更に、これと並行して行政機構の合理的再編成が實行されるか否かである。最近民間で



は、この官界新體制こそ、經濟新體制の前提條件であり、官界新體制なくして、もし民間新體制が強行されるやうなことがあれば、官僚獨裁となつて、わが國經濟にとり最も不幸な事態を現出する結果となるとして、盛に官界新體制促進運動を起してゐる。官僚側が民間新體制の實現をはかる場合には今後必ずこの問題が引合ひに出され、攻撃の手段に使はれることと思はれるが、官僚は民間人がまづ國策的になつて來なければ、國家の統制權は渡せぬといひ、民間はまづ官僚が國策的になるのでなければ、うっかり裸にはなれぬと對抗する、この鶏と卵の關係がどう落ついて行くか、なか／＼見ものである。

## 二、他の産業新體制との關係

本章の冒頭にも説明しておいた通り、本要綱は工、鑛、商業關係の新體制を目標とするもので、國家總力發揮を實現するためには、その他の産業部門においても新體制が確立せねばならぬ。しかして、その他の産業部門の新體制は、企畫院或はその他の各省において研究中のものが多く、發表をみるにいたつてゐないが、その目標と根本の考へ方は、本要綱の場合と全く同一でなければならぬ。目下研究されつゝあるものとしては、農業水産新體制案、財政金融新體制案、交通新體制案、消費者組織化問題をあげうるが、農



業新體制案は「經濟新體制要綱」と同様骨抜きとなり、消費者組織確立問題は農林、内務邊りの意見對立のまま進展せず、財政金融、交通にいたつては現狀に照し、革新的なものを出しても、どうせ閣議決定まで持つて行けないといふので、見送られてゐる状態にある。したがつて、これらの新體制にとつても、「經濟新體制要綱」の今後が、その試金石になるわけである。

かくの如く、本要綱以外他の産業新體制案はまだ決定をみてゐないのであるが、たゞ一つ、勤勞新體制については、本要綱に先立ち、十一月八日に「勤勞新體制確立要綱」が閣議で決定をみてゐる。「勤勞新體制確立要綱」を貫く根本精神は、企業の諸要素のうちで、廣い意味での勤勞に最も大きい國家的重要性を認めようとするものであり、この點「經濟新體制確立要綱」の

企畫院原案における報償制度の觀念と、全くその考へ方を同じくしてゐるのが注目される。即ち周知の如く、企業は資本と經營と勤勞の三つの要素から成立つものであるが、従來はこの要素のうち、資本<sup>カネ</sup>が最も高い地位につき、經營者の任免權をもち、勤勞に對しても支配者の威力を振つてゐた。だがよく考へてみると、實際に國家のために生産を行つてゐるのは、經營と勤勞即ち廣い意味での勤勞であり、資本だけが一段高い地位を占めてゐるのは不合理であるのみならず、國家にとつて最も貢獻して勤勞の地位を資本に優越させることこそ、正しい行き方である。この見地から勤勞新體制要綱では従來の産報運動、協調運動の目標であつた勞資一體の觀念から一步進めて、經營と勤勞の一體といふ點に目標を置き、この廣い意味での勤勞者をして企



業運営の中心たらしめようとするものであつた。また「勤勞は皇國民に對する皇國民の責任たるとともに榮譽である」と強調することは、その反面において勤勞なき資本の國家的職能を低く評價しようとする意圖の反映であつた。資本と勤勞の國家的職能に對するこの考へ方は、經濟新體制要綱の原案においても根本的に同様で、企業が國家的に寄與する所があつたならば、その寄與に貢獻した經營者或は勞働者に國家的報償を與へようとしたのは、即ちこれであつた。蓋し現在のやうに、または要綱で決定したやうに（企業體制五のロ）、國家的貢獻に酬いるに利潤の増加をもつてするならば、その利潤の分配權は株主が握つてゐるのだから、國家的貢獻者たる勤勞者の手に渡らないで、反つてそれと關係のない株主の懐に入つてしまふ惧がある。

それでは勤勞者が馬鹿々々しくなつて、國家的生産に粉骨碎身出來ない。しかし兎も角も、「勤勞新體制要綱」で通つた考へ方が、「經濟新體制要綱」では否認された。抽象的な言ひ廻しなら見逃されることがあるが、少し具體的になると猛然と反撥されるのである。これによつても、現状維持勢力の根強さがはつきり分るわけで、それだけに、正しい意味における經濟新體制の確立がなか／＼容易でないことを知らなければならぬ。



第四章  
經濟團體の諸案



## 第一 諸案の共通點

新經濟體制確立の必然性は、先づ政府の手で取上げられ、基本國策要綱が決定し、そこから、經濟新體制確立要綱が生れた。同時に財界でも早くから問題にされてゐた。自由主義經濟の行詰りは、財界が好むと好まざるとに拘らず、體驗を通じて骨身に沁みこんでゐる。しかして財界は最初この行詰りは、官僚統制の是正と自治統制の強化によつて打開出來ると考へてゐた。ところが一方では世界情勢の急轉回と支那事變が生産力の擴充を要求してゐるといふのに、他方では物の不足を啣つ現狀は、最早官僚統制でも解決できず



さればといつて自治統制でもやつてゆけなくなつてきてゐる。今迄の自由主義經濟そのものを、新しい體制に組替へなければならなくなつたのである。新體制運動のパスは既にスタートを切つた。之に乗遅れてはそれこそ大變である。そこで民間經濟團體の新體制案は次々に發表された。その中には時局即應の眞摯な努力が見られるものもあるが、中には時局に便乗する舊體制の看板替へもある様だ。こゝでは諸種の新體制案中代表的なものについて見よう。主なる試案の共通點は、政府の基本國策要綱に盛り込まれた

「官民協力による計畫經濟の遂行、特に主要物資の生産、配給、消費を貫く一元的統制機構の整備」といふ趣旨に則り、

- (一) 高度國防經濟の建設
- (二) これが達成のためには公益優先を原則とし、民間が自發的に生産力擴充を計る
- (三) 生産より配給、消費、労働、金融に至るまで縦と横とに國民經濟の組織を作り上げる
- (四) 政府が國民經濟の大綱を決定し、民間團體が之に協力、上意下達、下情上通の途を拓き、國民經濟の圓滑なる運用を計る
- (五) 縦横の統制連絡を有機的に行ふ爲に所謂指導者原理をとりいれる
- (六) 全經濟機構が一つの意思によつて強力に運営される必要があり、そのためには單位企業及び家庭消費經濟の全體を基底とし、最高の中央統合機關



を頂點としたピラミッド型の組織とすること  
 等の諸點に在る。ただ各案の相違は、このピラミッドの頂點と基底を縦横  
 に結びつけるその結びつけ方の違ひにある様である。こゝで特に注目される  
 のは之等民間諸試案が「公益優先」を真向に掲げて居りながら、さてこの公  
 益優先をどんな方法で具體化するかといふ點になると、何れも云ひ合した様  
 に「各企業を統合する産業團體に公共性を持たせ、その指導力を強化する」  
 といふ以上には觸れてゐない。産業團體は個々の企業の基礎の上に出來て居  
 るのだが、産業團體に公共性を持たせさへすれば、その基礎をなす個々の企  
 業そのものゝ體制は改めなくても、公益優先の實を擧げる事ができるものか  
 どうか。つまり個々の企業内部に於ける資本と經營との關係、云ひ換へれば

經營が資本の思ふままに驅使されて居る企業の現状について、深く掘り下げ  
 るのを避けて居る。この考へ方が、企畫院の經濟新體制案をめぐる革新派と  
 現状維持派の對立を生んだ最大の原因になつたのである。



## 第二 中央物價統制協力會議案

協力會議の「經濟團體整備要綱參考案」は昨年八月廿六日決定發表された。

その主旨には「國家經濟に綜合的計畫性を與ふることを目的とし、公益優先を第一義とする指導者原理によつて貫かれ、且それを具現し得る經濟組織を確立せんがため、經濟團體の整備強化を計る」と掲げて居るが、これは次の様な意味を含んでゐる。即ち

「現下の經濟界で基本的な問題は物の不足である。その原因の中には戦争の繼續、國防の完成の爲にどうしても避ける事の出来ないものもあるが、同時

にそれに伴ふ種々の統制の仕方 of 拙さ、或は誤りから來たものも少くない。中でも經濟を企畫する者とこれを遂行する者、統制する者と統制される者との隔絶は、方々で經濟行詰りの原因になつて居る。物動計畫についてみても計畫を樹てる者と、この計畫を遂行する者との間に有機的連絡がない爲、その計畫は一片の机上計畫になり勝だといふ點が、一つの缺陷として擧げられて居る。この統制する者と統制される者との隔絶を改める爲には、經濟を極度に計畫化し統制しなければならぬ。即ち總ての企業を國家經濟全體の立場から一律化せねばならない。ところが企業といふものは、主觀的には營利性を持ち同時に客觀的には國家社會の機關として働いて居る。もともと企業はかゝる二重性を持つて發展して來たものなのだが、自由競争に基く經濟の